

官報

号外 昭和四十七年四月二十一日

第六十八回 衆議院會議録 第二十三号

昭和四十七年四月二十一日(金曜日)

議事日程 第十九号

昭和四十七年四月二十一日

午後一時開議

第一 公害等調整委員会設置法案(内閣提出)

第二 石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 制炭取法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めるの件

第五 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件
日本芸術院會員川端康成君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈することとし、弔詞は議長に一任するの件(議長発議)

日程第一 公害等調整委員会設置法案(内閣提出)

日程第二 石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 制炭取法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十七年四月二十一日 衆議院會議録第二十三号 日本芸術院會員川端康成君逝去につき弔詞贈呈の件 公害等調整委員会設置法案

午後一時十九分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

弔詞贈呈の件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

さきにノーベル文学賞を受けられ、特に院議をもつてその榮譽をたたえた、日本芸術院會員川端康成君は、去る十六日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

つきましては、同君に対し、院議をもつて弔詞を贈呈いたしたいと存じます。弔詞は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は文学の分野においてすぐれた業績をのこし、さきにノーベル文学賞を受けられた日本芸術院會員川端康成君の長逝を哀悼しつつ弔詞を贈呈いたします。

この弔詞の贈呈方は議長において取り計らいます。

日程第一 公害等調整委員会設置法案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、公害等調整委員会設置法案を議題といたします。

公害等調整委員会設置法案

右

国会に提出する。

昭和四十七年二月二十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

公害等調整委員会設置法

(目的)

第一条 この法律は、公害等調整委員会の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、公害等調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第三条 委員会は、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るとともに、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益等との調整を図ることをその主たる任務とする。

(所掌事務及び権限)

第四条 委員会の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)の定めるところにより調停、仲裁及び裁定を行ない、その他同法の施行に關する事務を処理すること。

二 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)その他の法律及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の定めるところにより鉱区禁止地域の指定、鉱業権の設定に關する不服の裁定等を行ない、その他同法の施行に關する事務を処理すること。

三 委員会の所掌事務に關する統計その他の資料の収集及び整理に關する事務を行なうこと。

四 委員会の所掌行政に關する啓発及び周知

伝を行ない、部内の人事、会計及び庶務に關する事務を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属せられた事務を行なうこと。

（職権の行使）

第五条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行なう。

（組織）

第六条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

（委員長及び委員の任命）

第七条 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、内閣院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために内閣院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において内閣院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、内閣院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（任期）

第八条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができ

（身分保障）

第九条 委員長及び委員は、次の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

（罷免）

第十条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（委員長及び委員の職務等）

第十一条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ない、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

（會議）

第十二条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、會議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が第九条第三号の規定による認定をする

るには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第六条第四項に規定する常勤の委員は、委員長とみなす。

（規則の制定）

第十三条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、公害等調整委員会規則を制定することができる。

（聴聞會）

第十四条 委員会は、必要があると認めるときは、聴聞會を開いて、広く一般の意見をきくことができる。

（資料提出の要求等）

第十五条 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。

（調査の委託）

第十六条 委員会は、必要があると認めるときは、国の他の行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

（国会に対する報告）

第十七条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（専門委員）

第十八条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員三十人以内を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に關する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 第十一条第一項の規定は、専門委員について準用する。

（事務局）

第十九条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局次長一人その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

5 事務局に置かれる職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならない。

（罰則）

第二十条 第十一条第一項（第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附則

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

2 第四条第一号の規定中裁定に係る部分及び附則第十一条による改正後の公害紛争処理法の規定中裁定に係る部分は、この法律の施行の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から適用する。

（委員長又は委員の任命のために必要な行為に關する経過措置）

第二条 第七條第一項の規定による委員会の委員長又は委員の任命のために必要な行為は、同条の規定の例により、この法律の施行前においても、行なうことができる。

（最初に任命される委員の任期）

第三条 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任期は、第八条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところ

第二十四条の二中「委員会が」を削り、「し

昭和四十七年四月二十一日 衆議院會議録第二十三号 公青等調整委員会設置法案

た処分」を「された処分」に改める。

第二十五条第一項中「鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七十八條、採石法第三十九條第一項、森林法第九十一條第一項、農地法第八十五條第六項、海岸法第三十九條の二第二項、自然公園法第三十四條第一項若しくは第四十五條、地すべり等防止法第五十條第一項、河川法第九十七條第三項、首都圏近郊緑地保全法第十八條第一項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第二十條第一項、砂利採取法第四十條第一項又は都市計画法第五十一條第一項(同法第五十八條第二項において準用する場合を含む。の規定)を「第一條第一項第二号に掲げる法律の規定」に改め、同条第五項中「当該処分をした行政機関(以下「処分庁」という。))」を「処分庁」に改める。

第二十五条の二第二項中「裁定申請人(以下「申請人」という。))」を「申請人」に改め、同条第三項中「委員会」を「裁定委員会」に改め、同条第四項中「土地調整委員会」を「裁定委員会」に改める。

第二十六条第一項中「委員会」を「裁定委員会」に改め、同条第二項中「委員長及び合議に出席した委員」を「裁定委員」に改め、同条第四項中「委員会」を「裁定委員会」に改める。

第二十七条第二項及び第四項中「委員会」を「裁定委員会」に改め、同条第五項中「委員会」を「裁定委員会」に改め、「するとともに、その旨を公示」を削り、同条第七項中「及び第五項」を「から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「委員会」を「裁定委員会」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 委員会は、執行停止があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第二十八条、第二十九条及び第三十一条中「委員会」を「裁定委員会」に改める。

会」に改め、同条第二項中「委員会」を「裁定委員会」に改め、「委員」を「裁定委員」に改め、同条第三項中「委員」を「裁定委員」に改める。

第三十四条第一項中「委員会」を「裁定委員会」に改め、「第三十三條第二項」を「前条第二項」に改め、「行方委員」を「行方裁定委員」に改め、同条第二項中「土地調整委員会」を「裁定委員会」に改め、「委員」を「裁定委員」の会務を総理する裁定委員」に改める。

第三十五条から第三十八條の二までの規定中「委員会」を「裁定委員会」に改める。

第三十九條第一項中「委員会」を「裁定委員会」に改め、同条第二項中「土地調整委員会規則」を「公青等調整委員会規則」に改める。

第四十條中「裁定は、委員長及び委員」を「裁定その他の裁定委員会の判断は、裁定委員」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の合議は、裁定委員の過半数の意見により決する。

第四十一條及び第四十一條の二中「委員会」を「裁定委員会」に改める。

第四十二條第一項中「委員長及び合議に出席した委員」を「裁定委員」に改め、同条第三項中「委員会」を「裁定委員会」に改める。

第四十四條第一項中「委員会」を削る。

第四十五條第一項中「委員会による」を削り、同条第二項、第四項及び第六項中、委員会は削る。

第四十八條を削り、第四十七條の二中「委員会」を削り、「した裁定」を「された裁定」に改め、「(第三十三條の規定によつて委員又は委員会の職員がした処分を含む。))」を削り、第三章中同条を第四十八條とする。

第四十九條第一項中「委員会」を削る。

第五十二條第一項中「委員会の裁定」を「裁定」に、「委員会」を「裁定委員会」に改める。

第五十三條第一項中「委員会」を「裁定委員会」に改める。

第五十四條、第五十七條及び第五十八條中「委員会の」を削る。

第五章を第六章とし、第五十八條の次に次の一章を加える。

第五節 補則
(規則への委任)

第五十八條の二 第一條第一項各号の処分に関する手続については、法律(法律に基づく政令を含む)に特別の定めのあるもののほか、公青等調整委員会規則で定める。

(核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正)

第八條 核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第三項中「土地調整委員会」を「公青等調整委員会」に改める。

第十二條中「土地調整委員会」を「公青等調整委員会」に改める。

第十三條第一項中「土地調整委員会は、公青等調整委員会に」に改め、「ときは」の下に「裁定委員会(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)第二條第一項の規定による裁定委員会をいう。以下同じ。))」を加え、同条第二項中「土地調整委員会」を「裁定委員会」に改める。

第十五條の見出しを「(裁決の通知及び公示)」に改め、同条中「土地調整委員会」を「裁定委員会」に改め、「公示」とともに「を削り、同条に次の一項を加える。

2 公青等調整委員会は、第十二條の裁決があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第十七條中「土地調整委員会」を「公青等調整委員会」に改める。

第十八條第一項及び第二項中「土地調整委員会」を「公青等調整委員会」に改め、同条第

六六六

三項中「土地調整委員会」を「裁定委員会」に改め、「前二項」を「取用」に改める。

第二十二條第二項中「土地調整委員会の」を「公青等調整委員会に」に改め、同条第三項中「第十五條中」を「第十五條第一項中」に改め、「公示」とともに「通商産業大臣又は事業団」を削り、「通商産業大臣又は事業団及び」を「及び」に改め、同条第四項中「第十五條」を「第十五條第一項」に改める。

第二十三條中「第十五條」を「第十五條第一項」に改める。

第二十七條中「(昭和二十六年法律第二百十九号)の下に「第六十一條第一項(委員の除斥)の規定は裁定委員会を構成する裁定委員に、同法」を加え、「この法律」を「この法律」に改め、「同法」の下に「第六十一條第一項中「委員として取用委員会」とあるのは「裁定委員として裁定委員会」と、同法」を加える。

第四十七條の二第二項中「土地調整委員会」を削り、「した裁決」を「された裁決」に改める。

(関係法律の一部改正)

第九條 次に掲げる法律の規定中「土地調整委員会」を「公青等調整委員会」に改める。

一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)第八十五條の六第一項

二 鉱業法第十五條、第六十四條の二第三項、第六十七條第三項及び第六十八條

三 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第十八條(見出しを含む)、第三十七條第三項及び第三十九條第一項

四 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十七條第二項及び第三十一條第一項

五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第九十一條第一項及び第四項

六 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第八十五條第六項

七 海岸法(昭和三十一年法律第一号)第三

十九条の二 第一項
八 自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第三十四条の見出し及び同条第一項並びに第四十五条（見出しを含む。）

九 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十条第一項

十 河川法（昭和三十三年法律第六十七号）第九十七条第三項

十一 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一号）第十八条の見出し及び同条第一項

十二 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三号）第二十条の見出し及び同条第一項

十三 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第四十条第一項

十四 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十一条第一項及び第五十二条

（土地調整委員会規則に関する経過措置）
第十條 この法律の施行の際現に効力を有する土地調整委員会規則は、この法律の施行後は、公害等調整委員会規則としての効力を有するものとする。

（公害紛争処理法の一部改正）
第十一条 公害紛争処理法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 公害に係る紛争の処理機構

第一節 公害等調整委員会（第三条―第十一条）

第二節 都道府県公害審査会等（第十三条―第二十三条）

第三章 公害に係る紛争の処理手続

第一節 総則（第二十三条の二―第二十三条の五）

昭和四十七年四月二十一日 衆議院会議録第二十三号

公害等調整委員会設置法案

第一款 通則（第二十四条―第二十七条）
第二款 和解の仲介（第二十八条―第三十条）

第三款 調停（第三十一条―第三十八条）
第四款 仲裁（第三十九条―第四十二条）

第三節 裁定
第一款 通則（第四十二条の二―第四十二条の十一）

第二款 責任裁定（第四十二条の十二―第四十二条の二十六）
第三款 原因裁定（第四十二条の二十七―第四十二条の三十三）

第四節 補則（第四十三条―第四十七条）
第四章 雑則（第四十八条―第五十条）

第五章 罰則（第五十一条―第五十五条）
附則

第一条中「及び仲裁」を「仲裁及び裁定」に改める。
第二章第一節を次のように改める。

第一節 公害等調整委員会
（公害等調整委員会）
第三条 公害等調整委員会（以下「中央委員会」という。）は、この法律の定めるところにより公害に係る紛争について調停、仲裁及び裁定を行なうとともに、地方公共団体が行なう公害に関する苦情の処理について指導等を行なう。

第四条から第十二条まで 削除
第十六条に次の五項を加える。

2 次の各号の一に該当する者は、委員となることができる。
一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられた者
委員の任期は、三年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。
委員は、第二項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとす

る。
6 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。

第十七条を次のように改める。
（審査会の委員の職務）
第十七条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
第十七条の次に次の一条を加える。

（審査会の会議）
第十七条の二 審査会は、会長が招集する。
2 審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3 審査会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 会長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第十五条第四項に規定する委員は、会長とみなす。

第十九条中「第六条第四項及び第七項」を「第十六条第二項及び第五項」に、「同条第七項」を「同条第五項」に改める。
第二十三条中「第六条第八項並びに第九条第一項及び第二項」を「第十六条第六項及び第十七条」に、「第六条第八項中内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これらを」を「第十六条第六項中」議会の同意を得て、これを」に改める。

「第三節 管轄」を削り、第二十三条の次に次の章名、一節、節名及び款名を加える。

第三章 公害に係る紛争の処理手続
第一節 総則
（代理人）
第二十三条の二 当事者は、弁護士又は調停委員会、仲裁委員会若しくは裁定委員会の承認を得た者を代理人とすることができ、

2 前項の承認は、いつでも、取り消すことができる。
3 代理人の権限は、書面をもつて証明しなければならぬ。
4 代理人は、次の各号に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

一 申請の取下げ
二 調停案の受諾
三 代理人の選任
四 第四十二条の七第一項の規定による代表当事者の選定
（個別代理）
第二十三条の三 代理人が二人以上あるときは、各人が本人を代理する。

（参加）
第二十三条の四 公害に係る被害に関する紛争につき調停又は裁定の手続に係属している場合において、同一の原因による被害を主張する者は、調停委員会又は裁定委員会の許可を得て、当事者として当該手続に参加することができる。

2 調停委員会又は裁定委員会は、前項の許可をするときは、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならない。
（調停手続等の実施の委任）
第二十三条の五 調停委員会、仲裁委員会又は裁定委員会は、それぞれ、調停委員、仲裁委員又は裁定委員をして手続の一部を行なわせることができる。

第二節 和解の仲介、調停及び仲裁
第一款 通則
「第三章 公害に係る紛争の処理」を削る。

昭和四十七年四月二十一日 衆議院會議録第二十三号 公青等調整委員会設置法案

第二十六條第二項中「双方は」の下に、「公青等調整委員会規則で定めるところにより、書面をもつて、中央委員会に対し調停又は仲裁の申請を」を加え、「の申請を、中央委員会又は審査会等に対し調停を」、「調停」に改める。

第二節 和解の仲介を削り、第二十七條の次に次の款名を附する。

第二款 和解の仲介

第二十八條第四項中「第六條第八項並びに第九條第一項及び第二項」を「第六條第六項及び第十七條」に、「第六條第八項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これを」を「第十六條第六項中「議会の同意を得て、これを」に改める。

第三節 調停を削り、第三十條の次に次の款名を附する。

第三款 調停

第三十一條第四項中「第六條第八項並びに第九條第一項及び第二項」を「第十六條第六項及び第十七條」に、「第六條第八項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これを」を「第十六條第六項中「議会の同意を得て、これを」に改める。

第三十三條第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に、「専門調査員」を「専門委員」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十四條を次のように改める。

(調停案の受諾の勧告)

第三十四條 調停委員会は、当事者間に合意が成立することが困難であると認める場合において、相当であると認めるときは、一切の事情を考慮して調停案を作成し、当事者に対し、三十日以上期間を定めて、その受諾を勧告することができる。

2 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならない。

3 第一項の規定による勧告がされた場合において、当事者が調停委員会に対し指定された期間内に受諾しない旨の申出をしなかつたときは、当該当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなす。

第三十六條に次の一項を加える。

2 第三十四條第一項の規定による勧告がされた場合において、指定された期間内に当事者から受諾しない旨の申出があつたときは、当該当事者間の調停は、打ち切られたものとみなす。

第三十六條の次に次の一条を加える。

(時効の中断等)

第三十六條の二 前条第一項の規定により調停が打ち切れ、又は同条第二項の規定により調停が打ち切られたものとみなされた場合において、当該調停の申請をした者がその旨の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について第四十二條の十二第一項に規定する責任裁定を申請し、又は訴えを提起したときは、時効の中断及び出訴期間の遵守に関しては、調停の申請の時に、責任裁定の申請又は訴えの提起があつたものとみなす。

第四款 仲裁

第三十九條第四項中「第六條第八項並びに第九條第一項及び第二項」を「第六條第六項及び第十七條」に、「第六條第八項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これを」を「第十六條第六項中「議会の同意を得て、これを」に改める。

第四十條第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に、「専門調査員」を「専門委員」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十二條の次に次の一節を加える。

第三節 裁定

第一款 通則

(裁定委員の指名等)

第四十二條の二 中央委員会による裁定は、三人又は五人の裁定委員からなる裁定委員会を設けて行なう。

2 前項の裁定委員は、中央委員会の委員長及び委員のうちから、事件ごとに、中央委員会の委員長が指名する。

3 第三十九條第三項の規定は、第一項の裁定委員会について準用する。

(裁定委員の除斥)

第四十二條の三 裁定委員は、次の各号の一に該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一 裁定委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者(第四十二條の七第二項に規定する選定者及び第四十二條の九第三項に規定する被代表者を含む。以下この項、第四十二條の十八第二項、第四十二條の十九、第四十二條の二十、第五十三條及び第五十五條において同じ。)又は法人である当事者の代表者であり、又はあつたとき。

二 裁定委員が事件の当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であり、又はあつたとき。

三 裁定委員が事件の当事者の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四 裁定委員が事件について参考人又は鑑定人となつたとき。

五 裁定委員が事件について当事者の代理人であり、又はあつたとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、当事者は、除斥の申立てをすることができ(裁定委員の忌避)

第四十二條の四 裁定委員について裁定の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、これを忌避することができ。

2 当事者は、事件について裁定委員会に対し書面又は口頭をもつて陳述した後は、裁定委員を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後生じたときは、この限りでない。

(除斥又は忌避の申立てについての決定)

第四十二條の五 除斥又は忌避の申立てについては、中央委員会が決定する。

2 除斥又は忌避の申立てに係る裁定委員は、前項の規定による決定に関与することができない。ただし、意見を述べることができない。

3 第一項の規定による決定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附さなければならない。

(裁定手続の中止)

第四十二條の六 裁定委員会は、除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定があるまで裁定手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

(代表当事者の選定)

第四十二條の七 公害に係る被害に関する紛争について共同の利益を有する多数の者は、その中から、全員のために裁定手続における当事者となる一人又は数人(以下「代表当事者」という。)を選定することができる。

2 前項の代表当事者を選定した者(以下「選定者」という。)は、その選定を取り消し、又は変更することができる。

3 第一項の規定による代表当事者の選定並びに前項の規定によるその取消し及び変更は、書面をもつて証明しなければならない。

4 裁定手続が係属した後代表当事者を選定したときは、他の選定者は、裁定手続から当然脱退する。

(代表当事者の選定命令)

第四十二條の八 共同の利益を有する当事者が著しく多数であり、かつ、代表当事者を選定

することが適當であると認められるときは、

裁定委員会は、当該共同の利益を有する当事者に対し、相當の期間を定めて、代表当事者の選定を命ずることが出来る。

2 裁定委員会は、前項の規定による命令を取り消し、又は変更することが出来る。

(裁定委員会による代表当事者の選定)

第四十二条の九 裁定委員会は、前条第一項の規定による命令を受けた者のうち代表当事者を選定しない者がある場合において、これらの者について代表当事者を選定しなければ裁定手続の進行に支障があると認めるときは、適當と認める者を、その同意を得て、代表当事者に選定することが出来る。この場合においては、代表当事者としての資格を特定の争点に關する審理に限定することが出来る。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による代表当事者の選定について準用する。

3 第一項の規定により代表当事者が選定された場合においては、当該代表当事者は、その者のために代表当事者が選定されている者(以下「被代表者」といふ)が第四十二条の七第一項の規定により選定したものとみなす。

4 第一項の規定により代表当事者が選定された場合における当該代表当事者と被代表者との間の關係については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四十四条から第六百四十七条まで、第六百四十九条、第六百五十条及び第六百五十四条の規定を準用する。

(裁定委員会の合議)

第四十二条の十 裁定その他の裁定委員会の判断は、合議によらなければならない。

2 前項の合議は、裁定委員の過半数の意見により決する。

(合議の非公開)

第四十二条の十一 裁定委員会の合議は、公開しない。

第二款 責任裁定

(申請)

第四十二条の十二 公害に係る被害について、損害賠償に關する紛争が生じた場合においては、その賠償を請求する者は、公害等調整委員会規則で定めるところにより、書面をもつて、中央委員会に対し、損害賠償の責任に關する裁定(以下「責任裁定」といふ)を申請することが出来る。

2 中央委員会は、被害の程度が輕微であり、かつ、その範圍が限られている等の被害の態様及び規模、紛争の実情その他一切の事情を考慮して責任裁定をすることが相當でないことを認めるときは、申請を受理しないことが出来る。

3 審査会等に対する調停の申請に係る紛争に關し責任裁定の申請があつた場合においては、中央委員会は、申請の受理に關し、当該審査会等の意見をきかなければならない。

(不適法な申請の却下)

第四十二条の十三 裁定委員会は、不適法な責任裁定の申請で、その欠陥を補正することができないものについては、決定をもつてこれを却下しなければならない。この場合においては、審問を経ないことが出来る。

2 第四十二条の十九の規定は、前項の決定について準用する。

(審問)

第四十二条の十四 裁定委員会は、審問の期日を聞き、当事者に意見の陳述をさせなければならない。

2 当事者は、審問に立ち会ふことが出来る。

(審問の公開)

第四十二条の十五 審問は、公開して行なう。ただし、裁定委員会が個人の秘密若しくは事業者の事業上の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は手続の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があるときは、この限りでない。

と認めるときは、この限りでない。

(証拠調べ)

第四十二条の十六 裁定委員会は、申立てにより、又は職権で、次の各号に掲げる証拠調べをすることが出来る。

一 当事者又は参考人に出頭を命じて陳述させること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 事件に關係のある文書又は物件の所持人に対し、当該文書若しくは物件の提出を命じ、又は提出された文書若しくは物件を留め置くこと。

四 事件に關係のある場所に立ち入つて、文書又は物件を検査すること。

2 当事者は、審問の期日以外の期日における証拠調べに立ち会ふことが出来る。

3 裁定委員会は、職権で証拠調べをしたときは、その結果について、当事者の意見をきかなければならない。

4 裁定委員会が第一項第一号又は第二号の規定により参考人に陳述させ、又は鑑定人に鑑定させるときは、これらの者に宣誓をさせなければならない。

5 裁定委員会が第一項第一号の規定により当事者に陳述させるときは、その当事者に宣誓をさせることが出来る。

6 裁定委員会は、第一項第四号の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることが出来る。

(証拠保全)

第四十二条の十七 中央委員会は、責任裁定の申請前において、あらかじめ証拠調べをしなればその証拠を使用するに困難な事情があると認めるときは、責任裁定の申請をしようとする者の申立てにより、証拠保全をすることが出来る。

2 前項の申立てがあつたときは、中央委員会の委員長は、中央委員会の委員長及び委員の

らから、証拠保全に關与すべき者を指名する。

(事実の調査)

第四十二条の十八 裁定委員会は、必要があると認めるときは、自ら事実の調査をし、又は中央委員会の事務局の職員をしてこれを行なわせることが出来る。

2 裁定委員会が前項の事実の調査をする場合において必要があると認めるときは、裁定委員会又はその命を受けた中央委員会の事務局の職員は、当事者の占有する工場、事業場その他事件に關係のある場所に立ち入つて、事件に關係のある文書又は物件を検査することが出来る。

3 裁定委員会は、事実の調査の結果を責任裁定の資料とするときは、その事実の調査の結果について、当事者の意見をきかなければならない。

4 裁定委員会は、第二項の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることが出来る。

(責任裁定)

第四十二条の十九 責任裁定は、文書をもつて行ない、裁定書には次の各号に掲げる事項を記載し、裁定委員がこれに署名押印しなければならない。

一 主文

二 理由

三 当事者及び代理人の氏名又は名称並びに法人にあつては、代表者の氏名

四 裁定の年月日

2 裁定委員会は、責任裁定をしたときは、裁定書の正本を当事者に送達しなければならない。

(責任裁定の効力)

第四十二条の二十 責任裁定があつた場合において、裁定書の正本が当事者に送達された日から三十日以内に当該責任裁定に係る損害賠償

償に關する訴えが提起されないとき、又はその訴えが取り下げられたときは、その損害賠償に關し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなす。

2 前項の訴えの取下げは、被告の同意を得なければ、その効力を生じない。

(行政事件訴訟の制限)

第四十二条の二十一 責任裁定及びその手続に關してされた処分については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)による訴えを提起することができない。

(仮差押え及び仮処分における保証の特則)

第四十二条の二十二 申請の全部又は一部を認容する責任裁定がされた場合において、裁判所が当該責任裁定に係る債権の全部若しくは一部につき仮差押えを命じ、又は仮処分をもつてその全部若しくは一部を支払うべきことを命ずるときは、保証を立てさせないものとする。ただし、必要があると認めるときは、保証を立てさせることができる。

(本案の起訴命令に關する特則)

第四十二条の二十三 公害に係る損害賠償の請求に關する仮差押え又は仮処分についての民事訴訟法第七百四十六條第一項(同法第七百五十六條において準用する場合を含む。)の規定の適用に關しては、責任裁定の申請は、訴えの提起とみなす。

(職権調停)

第四十二条の二十四 裁定委員会は、相当と認めるときは、職権で事件を調停に付したうえ、当事者の同意を得て管轄審査会等に処理させ、又は第二十四条第一項及び第二項並びに第三十一条第一項の規定にかかわらず、自ら処理することができる。

2 前項の規定により事件を調停に付した場合において、当事者間に合意が成立したときは、責任裁定の申請は、取り下げられたものとみなす。

(時効の中断等)

第四十二条の二十五 責任裁定の申請は、時効の中断及び出訴期間の遵守に關しては、裁判上の請求とみなす。

2 責任裁定の申請が第四十二条の十二第二項の規定により受理されなかつた場合において、当該責任裁定の申請をした者がその旨の通知を受けた日から三十日以内に申請の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断及び出訴期間の遵守に關しては、責任裁定の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟との關係)

第四十二条の二十六 責任裁定の申請があつた事件について訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、責任裁定があるまで訴訟手続を中止することができる。

2 前項の場合において、訴訟手続が中止されないときは、裁定委員会は、責任裁定の手続を中止することができる。

第三款 原因裁定

(申請)

第四十二条の二十七 公害に係る被害について、損害賠償に關する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合において、当事者の一方の行為に因り被害が生じたことについて争いがあるときは、当事者は、公害等調整委員会規則で定めるところにより、書面をもつて、中央委員会に対し、被害の原因に關する裁定(以下「原因裁定」という。)を申請することができる。

2 第四十二条の十二第二項及び第三項の規定は、原因裁定の申請があつた場合について準用する。

(相手方の特定の留保)

第四十二条の二十八 前条第一項に規定する場合において、相手方を特定しないことについてやむを得ない理由があるときは、その被害

を主張する者は、相手方の特定を留保して原因裁定を申請することができる。

2 裁定委員会は、相手方を特定させることが相当であると認めるときは、前項の規定により原因裁定を申請した者に對し、期間を定め、相手方の特定を命じなければならない。

3 前項の規定による命令を受けた者が当該命令において定められた期間内に相手方を特定しないときは、原因裁定の申請は、取り下げられたものとみなす。

(職権による原因裁定)

第四十二条の二十九 裁定委員会は、責任裁定の手続において、相当であると認めるときは、職権で、原因裁定をすることができる。

2 前項の原因裁定については、次条の規定は、適用しない。

(裁定事項等)

第四十二条の三十 裁定委員会は、被害の原因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、原因裁定において、原因裁定の申請をした者が裁定を求めた事項以外の事項についても、裁定することができる。

2 前項の場合において、裁定の結果について利害關係を有する第三者があるときは、裁定委員会は、その第三者若しくは当事者の申立てにより、又は職権で、決定をもつて、相手方としてその第三者を原因裁定の手続に参加させることができる。

3 裁定委員会は、前項の決定をするときは、あらかじめ、その第三者及び当事者の意見をきかなければならない。

(通知及び意見の申出)

第四十二条の三十一 中央委員会は、原因裁定があつたときは、遅滞なく、その内容を關係行政機関の長又は關係地方公共団体の長に通知するものとする。

2 中央委員会は、原因裁定があつたときは、公害の拡大の防止等に資するため、關係行政

機関の長又は關係地方公共団体の長に對し、必要な措置についての意見を述べることが出来る。

(受訴裁判所からの原因裁定の囑託)

第四十二条の三十二 公害に係る被害に關する民事訴訟において、受訴裁判所は、必要があると認めるときは、中央委員会に對し、その意見をきいたうえ、原因裁定をすることを囑託することができる。

2 前項の規定による囑託に基づいて原因裁定がされた場合において、受訴裁判所は、必要があると認めるときは、中央委員会が指定した者に原因裁定の説明をさせることができる。

3 第一項の規定による囑託に基づいて行なう原因裁定の手続に要する費用で、第四十四条第一項の規定により当事者が負担すべきもののうち民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定の例によれば当事者が負担することとなる費用に相当するものは、訴訟費用とみなす。

4 第四十二条の二十九第二項の規定は、第一項の規定による囑託に基づいて行なう原因裁定について準用する。

(準用規定)

第四十二条の三十三 第四十二条の十三から第四十二条の十九まで、第四十二条の二十一、第四十二条の二十四及び第四十二条の二十六の規定は、原因裁定について準用する。

「第五節 補則」を「第四節 補則」に改める。

第四十三条の見出しを「(審査会等の資料提出の要求等)」に改め、同条中「中央委員会は公害に係る紛争に關する調停又は仲裁を行なうため、」を削る。

第四十四条第一項中「又は仲裁」を「、仲裁、責任裁定、原因裁定又は証拠保全」に改め、「各当事者」の下に「又は証拠保全の申立てをした

者」を加える。

第四十五条の見出しを「手数料」に改め、同条第一項中「又は仲裁の申請をする者」を「仲裁、責任裁定若しくは原因裁定の申請をする者又は証拠保全若しくは第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者」に、「申請手数料」を「手数料」に改め、同条第二項中「又は仲裁の申請をする者」を「若しくは仲裁の申請をする者又は第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者」に、「申請手数料」を「手数料」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（送達）

第四十五条の二書類の送達については、民事訴訟法第六十二条、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで及び第七十七條の規定を準用する。この場合において、同法第六十二条第一項中「執行官」とあり、同法第七十二条中「裁判所書記官」とあるのは、「公害等調整委員会の事務局の職員」と、同法第七十三条中「第七十条第二項又ハ前条」とあるのは「前条」と、同法第七十七条中「裁判所」とあるのは「公害等調整委員会」と読み替えるものとする。

（不服申立ての制限）

第四十六条の二 この章の規定によつてされた処分については、行政不服審査法（昭和三十一年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

（公害等調整委員会規則等への委任）

第四十七条 この章に規定するもののほか、中央委員会における紛争の処理の手續その他紛争の処理に關し必要な事項は公害等調整委員会規則で、審査会等における紛争の処理の手續その他紛争の処理に關し必要な事項は政令で定める。

第五十一条中「第九条第一項」を「第十七条第一項」に改め、「第十条第三項、第十七条、」を削る。

第五十二条第三号中「又は第四十条第二項」を「第四十条第二項又は第四十二条の十八第二項（第四十二条の三十三において準用する場合を含む）」に改め、同条を第五十五条とし、第五十一条の次に次の三條を加える。

第五十二条 第四十二条の十六第四項（第四十二条の三十三において準用する場合を含む。）の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく第四十二条の十六第一項第一号又は第二号（第四十二条の三十三においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して出頭せず、又は陳述若しくは鑑定を拒んだ者

二 正当な理由がなく第四十二条の十六第一項第三号（第四十二条の三十三においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して文書又は物件を提出しなかつた者

三 正当な理由がなく第四十二条の十六第一項第四号（第四十二条の三十三においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した当事者又は立入検査を受ける者

四 正当な理由がなく第四十二条の十六第四項又は第五項（第四十二条の三十三においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して宣誓を拒んだ者

第五十四条 第四十二条の十六第五項（第四十二条の三十三において準用する場合を含む。）の規定により宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、三万円以下の過料に処する。

（中央委員会等がした処分に対する不服申立てに關する経過措置）

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の公害紛争処理法の規定による中央委員会、審査会等又は連合審査会（次条及び附則第十四条において「中央委員会等」と總稱する。）がした処分に対する行政不服審査法（昭和三十一年法律第六十号）による不服申立てについては、この法律による改正後の公害紛争処理法第四十六条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（代理人に關する経過措置）

第十三条 この法律の施行の際現に中央委員会等に係属している調停又は仲裁の手續において代理人に選任されている者で、弁護士でないものについてはこの法律による改正後の公害紛争処理法第二十三条の二第一項の規定の適用に關しては、その者を同項の規定による調停委員会又は仲裁委員会の承認を得た者とみなす。

（時効の中断等に關する経過措置）

第十四条 この法律の施行の際現に中央委員会等に係属している調停に關し当該調停の目的となつて請求についてこの法律による改正後の公害紛争処理法第三十六条の二の規定の適用に關しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

（民事訴訟費用等に關する法律の一部改正）

第十五条 民事訴訟費用等に關する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第三百十條第二項」の下に「又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）第四十二条の三十二第二項」を加える。

（土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分等に關する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分その他の行為は、

政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会に対してされている申請その他の手續は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会に対してされた手續とみなす。

（政令への委任）

第十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に關する経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。中央公害審査委員会の委員長、委員又は専門調査員の職にあつた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、同様とする。

理由

行政機構の簡素化に資するため、土地調整委員会と中央公害審査委員会とを統合して、総理府の外局として公害等調整委員会を設置するとともに、公害紛争処理制度の充実、強化を図るため、同委員会において公害紛争に關し裁定を行なうこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。公害対策並びに環境保全特別委員長長田中武夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

昭和四十七年四月二十一日 衆議院會議録第二十三号 公害等調整委員会設置法案 石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案

〔田中武夫君登壇〕

○田中武夫君 たいだいま議題となりました公害等調整委員会設置法案について、公害対策並びに環境保全特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、中央公害審査委員会と土地調整委員会とを統合し、現行の両委員会の機能に加えて公害紛争処理制度の充実をはかるため、公害紛争に係る裁定を行なう機関として、公害等調整委員会を設置する等を目的として所要の措置を講じようとするものであります。

そのおもな内容について申し上げますと、

第一に、委員会は、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づき、総理府の外局として設置することとし、公害紛争処理法の定めるところにより調停、仲裁及び裁定を行なうこと、並びに鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の定めるところにより鉱区禁止地域の指定、鉱業権の設定に関する異議の裁定等を行ない、その他これらの法律の施行に関する事務の処理を行なうこととしたものであります。

第二に、公害紛争に係る裁定制度についてであります。公害紛争処理法の一部改正を行なうことにより、同委員会に裁定委員会を設けて、公害に係る被害者についての損害賠償責任を明らかにする責任裁定及び公害に係る被害の原因と行為との因果関係の有無を明らかにする原因裁定を行なうものとしており、その申請については、責任裁定は、賠償を請求する者とし、原因裁定については、紛争の当事者が申請することとしたしております。

特に、原因裁定については、やむを得ない理由があるときは、相手方の特定を一時留保して申請をすることができるとは、被害の原因を明らかにするためには必要があるときは、申請の趣旨以外の事項についても裁定することができるといふこととしております。

また、責任裁定の効力につきましては、裁定が

された後三十日以内に訴えの提起がなければ、当事者間に裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなすこととしたしております。

次に、本案の審査の経過について申し上げます。

本案は、去る三月三日本委員会に付託され、同月十日山中総理府総務長官より提案理由の説明を聴取し、以後慎重に審査を重ねてまいりました。が、これらの論議の詳細については会議録に譲ることとしたします。

かくて、去る十八日質疑を終了し、次いで、始関伊平君外四名より、本案に対し修正案が提出されましたが、その修正の要旨は、本法の施行期日、すなわち「昭和四十七年四月一日」を「公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日」に改めるとともに、これに伴い、総理府設置法の改正規定中、関係条文の整理を行なうものであります。

趣旨の説明後、採決の結果、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかゝる附帯決議を付するに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

公害等調整委員会設置法案に対する修正案(委員会修正)

公害等調整委員会設置法案の一部を次のように修正する。

附則第一条第一項中「昭和四十七年四月一日」を「公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日」に改める。

附則第五条中「第十六条の三」を「第十六条の四」に改める。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第二、石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案右 国会に提出する。

昭和四十七年二月十六日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石炭及び石油対策特別会計法

第一条第一項中「石炭対策」の下に「及び石油対策」を加え、同条第二項第一号中「この項」を「この条」に改め、同条第五号中「附帯事務等」を「石炭対策に係る附帯事務等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律において「石油対策」とは、石油及び可燃性天然ガスの安定的かつ低廉な供給の確保を図ることの緊要性にかんがみ、これらの資源の開発の促進及び石油の備蓄の増強のための施策並びに石油の流通の合理化のために通商産業大臣が行なう施策に関する財政上の措置であつて、次に掲げるものをいう。

一 石油開発公団に対する出資
二 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十二号)に基づき、又は

予算の範囲内において行なう補助で次の事業に係るもの

イ 石油及び可燃性天然ガスの探鉱及びこれに必要な地質構造の調査

ロ 石油及び可燃性天然ガス資源の開発に係る技術の振興を図るために行なう事業

三 石油開発公団法(昭和四十二年法律第九十九号)附則第九条の二の規定に基づき行なう事業に係る補助

四 石油の流通の合理化を図るための調査に係る予算の範囲内において行なう補助

五 前各号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する財政上の措置で政令で定めるもの(以下「石油対策に係る附帯事務等」に関する措置」という。)

第二条第二項中「」については、「」の下に「石炭勘定又は石油勘定及び」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(勘定区分)

第二条の二 この会計は、石炭勘定及び石油勘定に区分する。

第三条の見出しを「(石炭勘定の歳入及び歳出)」に改め、同条第一項中「この会計」を「石炭勘定」に改め、同条第一号中「次条」を「第四条」に改め、同条第三号中「附帯事務等」を「石炭対策に係る附帯事務等」に改め、同条第二項中「この会計」を「石炭勘定」に改め、同条第一号中「この項」の下に「及び次条」を加え、同条第七号中「附帯事務等」を「石炭対策に係る附帯事務等」に改め、同条第九号中「事務取扱費」を「石炭対策に係る事務取扱費」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(石油勘定の歳入及び歳出)
第三条の二 石油勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。
一 次条の規定により石油対策に要する費用の財源に充てられる国税収入
二 石油開発公団法第二十四条第三項の規定に

よる納付金であつて、この勘定に帰属するもの

三 石油及び可燃性天然ガス資源開発法第十九条第一項の規定による納付金であつて、この勘定から支出した補助金に係るもの

四 石油勘定に係る附帯事務等に関する措置に基づく収入金

石油勘定においては、次に掲げる費用及び附屬諸費をもつてその歳出とする。

一 第一条第三項第一号の出資金

二 第一条第三項第二号から第四号までの補助金

三 石油勘定に係る附帯事務等に関する措置に要する費用

四 第十二条第一項の規定による一時借入金金の利息

五 石油勘定に係る事務取扱費

第四条中「この条において」を削り、「国税収入のうち、次に掲げる金額に相当するものは、石油勘定」を「国税の毎年度の収納済額から当該年度におけるその国税についての還付すべき金額と払い戻すべき金額として政令で定めるところにより算定した額との合計額を控除した金額に相当する国税収入は、石油勘定及び石油勘定」に、「この会計を」これらの対策に必要な費用を勘案して、予算で定めるところにより、石油勘定及び石油勘定」に改め、各号を削る。

第六条中「歳入歳出予算は」の下に、「石油勘定及び石油勘定に区分し、各勘定において」を加える。

第八条中「この会計を」を「各勘定」に改め、「これを」の下に「当該各勘定の」を加える。

第十一条中「この会計を」を「各勘定」に改める。

第十二条第一項中「この会計において」を「各勘定において」に、「この会計の負担」を「当該各勘定の負担」に改め、同条第三項中「ただし」の下に、「石油勘定において」を加える。

第十五条第一項中「この会計を」を「各勘定」に改める。

附則第二項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

附則第六項中「この会計から」を「この会計の石油勘定から」に改める。

附則第八項を次のように改める。

8 昭和四十七年度に限り、同年度の石油勘定の当初予算に見込まれた石油勘定合理化臨時措置法第三十五条の規定に基づく石油勘定合理化臨時措置交付金及び同法第三十五条の十一の規定に基づく支払金の財源として石油勘定合理化事業団に交付する補助金並びに石油勘定合理化臨時措置法第三十六条の規定に基づき石油勘定合理化臨時措置法職促進手当(以下「炭鉱整理促進費補助金等」という。)の額が、同年度における炭鉱整理促進費補助金等の交付又は支給に要する経費の額に不足するときは、当該不足する金額を限度として、同勘定の負担において、借入金をする事ができる。

附則第九項中「附則第七項」を「前二項」に改める。

附則第十項中「附則第七項」の下に「及び第八項」を加える。

附則第十一項中「附則第七項」の下に「及び第八項」を加える。

附則第十二項中「歳入と」の下に、「附則第八項の規定による借入金、昭和四十七年度における石油勘定の歳入と」を、「並びに附則第七項の下に「及び第八項」を加える。」の下の「この会計の歳入」を「同勘定の歳入」に改める。

附則第十三項を次のように改める。

13 昭和四十七年度及び昭和四十八年度においては、第四条の規定により石油勘定及び石油勘定の歳入に組み入れる国税収入の額は、同条の規定にかかわらず、石油勘定にあつては第一号及び第二号に掲げる金額、石油勘定にあつては第三号に掲げる金額に相当する額とする。

一 原油及び国税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一の第二七・一〇号の一の四に掲げる製油の原料として使用される重油等に係る国税収入にあつては、その国税の毎年度の収納済額から、当該年度における

その国税についての還付すべき金額(同法第七条の五第一項の規定により還付すべき金額を除く。)と払い戻すべき金額として政令で定めるところにより算定した額との合計額を控除した金額の六百四十分の五百三十に相当する額

二 重油等(前号に規定するものを除く。)に係る国税収入のうち、国税暫定措置法別表第一の第二七・一〇号の一の四のAの②に掲げる重油等に係るものにあつてはその全額、同号の一の四のBの②に掲げる重油等に係るものにあつてはその七百三十分の三百二十に相当する額、同号の一の四のCの②に掲げる重油等に係るものにあつてはその六百六十分の二百九十に相当する額

三 第四条の国税収入の額から前二号に掲げる金額を控除した金額

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の石油及び石油勘定特別会計法の規定は、昭和四十七年度の予算から適用し、昭和四十六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、石油勘定特別会計(以下「旧会計」という。)の昭和四十七年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、石油勘定及び石油勘定特別会計(以下「新会計」という。)の石油勘定の歳入に繰り入れるものとす。

3 この法律の施行前に、旧会計の昭和四十七年度の暫定予算に基づいてした債務の負担又は支出は新会計の石油勘定の同年年度の予算に基づいてしたものと、それぞれみなす。

4 この法律の施行前に収納した改正後の第四条に規定する国税収入で旧会計又は一般会計の昭和四十七年度の歳入に組み入れられたものは、政令で定めるところにより、新会計の石油勘定又は石油勘定の歳入に組み入れられたものとみなす。

5 前項に定めるもののほか、この法律の施行前に収納した旧会計の昭和四十七年度の歳入に属する収入は、新会計の石油勘定の歳入とみなす。

6 旧会計の昭和四十六年度の歳出予算の経費の金額のうち改正前の第十五条第一項の規定により繰り越されたもの及び当該繰り越された経費に係る予算に基づいてこの法律の施行前に旧会計の石油勘定に繰り越されたもの及び同勘定においてした債務の負担又は支出は、新会計の石油勘定に繰り越されたものとみなす。

7 この法律の施行の際旧会計に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、新会計の石油勘定に帰属するものとする。

8 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等から一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地震再保険特別会計」の下に「石油勘定及び石油勘定特別会計」を加える。

9 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「石油勘定特別会計」を「石油勘定及び石油勘定特別会計」に改める。

10 石油勘定特別会計(昭和三十八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「石油勘定特別会計」を「石油勘定及び石油勘定特別会計」に改める。

11 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第八号中「石油勘定特別会計」を「石油勘定及び石油勘定特別会計」に改め、同条第二項中「第八号」を「第七号」に改め、「石油勘定に関する事項」の下に「同項第八号に掲げる事務のうち石油勘定に係る事項」を加える。

12 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第四号の三中「石油勘定特別会計」を「石油勘定及び石油勘定特別会計の石油勘定」に改める。

理由

新たに石油勘定に関する経理を一般会計と区分して行なうため、石油勘定特別会計を石油勘定及び石油勘定特別会計に改め、同会計においてその経理を行なうこととし、同会計を石油勘定及び石油勘定に区分するほか所要の規定の整備を図る必要が

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員長齋藤邦吉君

〔齋藤邦吉登壇〕

○齋藤邦古君　ただいま議題となりました石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、石油対策の一その充実に資するため、その財源として、原重油関税収入のうち石炭対策に充てられる部分以外の収入を充てることとするとともに、その経理の全貌を明らかにするため一般会計と区分して経理しようとするもので、おもな内容は次のとおりであります。

まず第一に、この会計を石炭及び石油対策特別会計に改め、石炭勘定及び石油勘定に区分して経理することとしております。

第二に、新たに石油勘定を設けて經理する石油対策とは、石油及び可燃性天然ガス資源の開発の促進、石油の備蓄の増強及び石油の流通の合理化のための施策に関する財政上の措置をいうこととしております。

第三に、原重油國稅收入の總額はこの會計の歲入とし、石炭対策及び石油対策に必要な費用を勘案して、予算で定めるところにより、石炭勘定及び石油勘定の歳入に組み入れることとしております。

なお昭和四十七年度及び昭和四十八年度におきましては、石炭対策に係る部分については、現行どおり原重油関税収入のいわゆる十二分の十相当分を石炭勘定の歳入とし、残り十二分の二相当分を石油勘定の歳入とすることとしております。

第四に、新たに設けられる石油勘定の歳入及び歳出を明らかにするとともに、歳入歳出予算の区

分、一時借入金の借り入れ及び支出残額の繰り越し等、所要の規定の整備をいたしております。

また、附則におきまして、この特別会計法の有効期限を昭和四十七年度以降五年間とし、また、昭和四十七年度に限り、石炭勘定の当初予算に見込まれた石炭鉱山整理促進交付金等の額が同年度にその交付等に要する額に不足するときは、その不足する金額を限度として、借入金を行うことができることとしております。

なお、本案につきましては、去る三月二十七日内閣修正が行なわれましたが、その内容は、昭和四十七年度において暫定予算が施行されることに伴い、施行期日を「昭和四十七年四月一日」から「公布の日」に改めるとともに、暫定予算の期間中に行なわれる収入支出等の整理に關し、所用の規定の整備を行なうこととしたものであります。

本案につきましては、審査の結果、去る四月十八日質疑を終了し、翌十九日採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。
(拍手)

○議長（船田中君）採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

贊成者起立

○議長（船田中君）起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 割賦販売法の一部を改正する法律

案(内閣提出)

○議長（船田中君） 日程第三、割賦販売法の一部を改正する法律案を議題といたします。

割賦販売法の一部を改正する法律案

割賦販売法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十七年三月二十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

割賦販売法の一部を改正する法律

第一条 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

「第二章の二」前払式
第三章の三 割賦購入あつせん（第三十

条―第三十五条の三）を

目次中―第三章 割賦購入あつせん（第三十

提携販売(第二十九条の二、第二十九条の四)
特定取引(第二十九条の五、第二十九条の六)
つせん(第三十条、第三十五条の三)
託機関(第三十五条の四、第三十五条の十五)
に改める。

第一条第一項中「割賦販売及び割賦購入あつせん」を「割賦販売等」に、「商品」を「購入者等の利益を保護し、あわせて商品」に改め、同条第二項中「割賦販売」を「割賦販売等」に改める。

第一条第三項中「それと引換えに」の下に、「又はそれを提示して」を加え、「証票を」を「証票その他の物（以下「証票等」という。）を」に、「証票と引換えに」を「証票等と引換えに、又はそれを提示して」に改め、「その証票に表示され

ている金額に相当する」を削り、「その証票に表示されている金額を」を「当該商品の代金に相当する額を」に、「商品の代金に相当する金額を交付する」を「金額を交付する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「前払式特定取引」とは、次の各号に掲げる取引で、当該各号に掲げる者に対する商品の引渡し又は政令で定める役務（以下「指定役務」という。）の提供に

六七四

先だつてその者から当該商品の代金又は当該指定役務の対価の全部又は一部を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領するものをいう。

- 一 商品の売買の取次 購入者
- 二 指定役務の提供又は指定役務の提供をするに苦しくは指定役務の提供を受けるに

との取次 当該指定役務の提供を受ける者

この法律において「ローン提携販売」とは、指定商品の代金の全部又は一部に充てるための金銭の借入れで、二月以上の期間にわたる、かつ、三回以上に分割して返還するもの

とを条件とするものに係る購入者の債務の保証（業として保証を行なう者に当該債務の保証を委託することを含む。）をして当該指定商品販売することという。

第三條の見出し中「明示」を「表出」に改め、同条中「を行なう指定商品について次の事項を顧客の見やすい方法により明示しなければ」を「の方法により指定商品を販売するときには、その相手方に対して、通商産業省令で定め

とあるところにより、当該指定商品に關する次の事項を示さなければ「に改め、同条第 1 号中「価格をいう」の下に「以下同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

「割賦販売業者は、割賦販売の方法により指定商品と販売する場合の販売条件について、本条第 1 項を改め、同条第 1 号中「価格をいう」の下に「以下同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

事項については、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載しなければならない。

前項各号の事項を表示しなければならない。

第四条中「次の事項を記載した」を「遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した」とする。

め、同条に次の一号を加える。

七 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第四条の次に次の二条を加える。

第四条の二 割賦販売業者は、営業所、代理店

その他の通商産業省令で定める場所（以下この項及び次条第一項において「営業所等」という。）以外の場所において指定商品に係る割賦販売の申込みを受けたときは、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、前条各号の事項についてその契約の申込みの内容を記載した書面を当該申込みをした者に交付しなければならぬ。ただし、割賦販売業者が、営業所等以外の場所において指定商品に係る割賦販売の申込みを受け、かつ、その際その契約を締結した場合において、直ちに同条の書面を購入者に交付したときは、この限りでない。

2 前項本文の規定は、指定商品に係る割賦販売の契約であつて当該契約の申込みをした者のために商行為となるものの申込みについては、適用しない。

(契約の申込みの撤回等)

第四条の三 割賦販売業者が営業所等以外の場所において指定商品（割賦販売の方法により販売する場合の販売条件についての交渉が割賦販売業者と購入者との間で相当の期間にわたり行なわれることが通常の取引方法である商品として政令で定める指定商品を除く。以下この条において同じ。）に係る割賦販売の契約の申込みを受けた場合における当該申込みをした者又は割賦販売業者の営業所等以外の場所において指定商品に係る割賦販売の契約を締結した場合における当該購入者（割賦販売業者の営業所等において当該契約の申込みをした購入者を除く。以下この条において「申込者等」という。）は、次に掲げる場合を除き、書面により当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行なうことができる。この場合において、割賦販売業者は、当該申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができる。

一 申込者等が第四条の書面を受領した日（その日前に前条第一項本文の書面を受領した）場合にあつては、当該書面を受領した日以後において割賦販売業者から申込みの撤回等を行なうことができる旨及びその申込みの撤回等を行なう場合の方法について通商産業省令で定めるところにより告知された場合において、その告知された日から起算して四日を経過したとき。

二 申込者等が当該契約に係る賦払金の全部の支払の義務を履行したとき。

2 申込みの撤回等は、前項前段の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 申込みの撤回等があつた場合において、当該契約に係る指定商品の引渡しが既にされてあるときは、その引取りに要する費用は、割賦販売業者の負担とする。

4 前三項の規定に反する特約であつて申込者等に不利なものは、無効とする。

5 前各項の規定は、指定商品に係る割賦販売の契約であつて申込者等のために商行為となるもの又はその申込みについては、適用しない。

第十六条の前の見出し中「供託」を「供託等」に改める。

第十八条の二を次のように改める。

第十八条の二 許可割賦販売業者が一部の営業所又は代理店を廃止した場合において、営業保証金の額が第十七条第一項に規定する額をこえることとなつたときは、当該許可割賦販売業者は、そのこえる額を取り戻すことができる。

2 前項の営業保証金の取戻しは、当該営業保証金につき第二十一条第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、することができない。

ない。ただし、営業保証金を取り戻すことができる理由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の公告その他第一項の規定による営業保証金の取戻しに關し必要な事項は、法務省令、通商産業省令で定める。

第十八条の三を第十八条の六とし、第十八条の二の次に次の三條を加える。

(前受金保全措置)

第十八条の三 許可割賦販売業者は、毎年三月三十一日及び九月三十日（以下これらの日を「基準日」という。）において前払式割賦販売の契約を締結している者から基準日までその契約に係る商品の代金の全部又は一部として受領した前受金の合計額の二分の一に相当する額が当該基準日における第十七条第一項に規定する営業保証金の額をこえるときは、次項の前受金保全措置を講じ、次条第一項の規定によりその旨を通商産業大臣に届け出た後でなければ、基準日の翌日から起算して五十日を経過した日以後においては、新たに前払式割賦販売の契約を締結してはならない。

2 前受金保全措置は、前受業務保証金の供託又は前受業務保証金供託委託契約の締結であつて、その措置により、許可割賦販売業者が、基準日において前払式割賦販売の契約を締結している者から当該基準日までその契約に係る商品の代金の全部又は一部として受領した前受金の合計額の二分の一に相当する額から当該基準日における第十七条第一項に規定する営業保証金の額を差し引いた額に相当する額（以下「基準額」という。）をその契約によつて生じた債務の弁済に充てることができるものとする。

3 前受金保全措置として締結する前受業務保証金供託委託契約は、次条第一項の規定による届出の翌日以降次の基準日の翌日から起算して五十日を経過する日（その日前に当該次

の基準日に係る基準額について同項の規定による届出があつたときは、その届出の日）までの間に、委託者たる許可割賦販売業者が第二十七條第一項各号の一に該当することとなつた場合又は受託者が第二十条の第三項の規定による指示を受けた場合において、受託者が委託者のために委託額に相当する額の前受業務保証金を供託することを約する契約とする。

4 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関又は通商産業大臣の指定する者でなければ、前項の前受業務保証金供託委託契約（以下単に「供託委託契約」という。）の受託者となることができない。

5 第十六条第一項及び第十七条第二項の規定は、前受金保全措置として前受業務保証金を供託する場合に準用する。

第十八条の四 前受金保全措置を講じた許可割賦販売業者は、基準日ごとに、当該基準日に係る基準額についての前受金保全措置につき、書面を、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 許可割賦販売業者が新たな前受金保全措置を講じて前項の規定による届出をする場合においては、当該前受金保全措置が、前受業務保証金の供託であるときは供託物受入れの記載のある供託書の写しを、供託委託契約の締結であるときは当該契約書の写しをそれぞれ同項の書面に添附しなければならない。

第十八条の五 前受金保全措置を講じている許可割賦販売業者は、基準日において前払式割賦販売の契約を締結している者から当該基準日までその契約に係る商品の代金の全部又は一部として受領した前受金の合計額の二分の一に相当する額が当該基準日における第十七条第一項に規定する営業保証金の額以下となつたときは、次の基準日まで、前受業務保証金の全部を取り戻し、又は供託委託契約

の全部を解除することができる。

2 前項に定める場合を除き、前受金保全措置を講じている許可割賦販売業者は、基準日において当該前受金保全措置により前払式割賦販売の契約によつて生じた債務の弁済に充てることができる額が当該基準日に係る基準額をこえることとなつたときは、次の基準日までに、そのこえる額につき、前受業務保証金を取り戻し、又は供託委託契約の全部若しくは一部を解除することができる。

3 前二項の規定による前受業務保証金の取戻しは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けなければ、することができない。

4 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による前受業務保証金の取戻しに關し必要な事項は、法務省令、通商産業省令で定める。

5 第一項又は第二項の規定による供託委託契約の解除は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。

6 前受金保全措置としての供託委託契約は、第一項又は第二項の規定による場合のほか、その全部又は一部を解除することができない。ただし、当該供託委託契約の一部を解除した場合において、なお当該供託委託契約が第十八条の三第三項に規定する要件を満たすものであるときは、この限りでない。

7 前項の規定に反する特約は、無効とする。

第二十条の二の次に次の二条を加える。

(供託委託契約の受託者の供託等)
第二十条の三 通商産業大臣は、前受金保全措置として供託委託契約を締結している許可割賦販売業者が第二十七条第一項第一号から第四号までの一に該当するとき、又は第二十一条第一項の権利を有する者若しくは当該許可

割賦販売業者から当該許可割賦販売業者が第二十七条第一項第五号若しくは第六号に該当する旨の申出があつたときは、遅滞なく、第二十一条第一項の権利を有する者に対し、六十日以上一定の期間内に通商産業大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る前受金保全措置についての権利の実行の手続から除外されるべきことを公示しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞なく、当該許可割賦販売業者に係る供託委託契約の受託者に対し、当該公示に係る債権の申出をすべき期間の末日までに当該供託委託契約に基づく前受業務保証金を供託すべきことを指示しなければならない。ただし、当該受託者が次項の規定による指示を受けて前受業務保証金を供託している場合は、この限りでない。

3 通商産業大臣は、前項本文に定める場合のほか、許可割賦販売業者と前払式割賦販売の契約を締結した者のその契約によつて生ずる債権を保全するため必要があると認めるときは、当該許可割賦販売業者に係る供託委託契約の受託者に対し、期限を指定して供託委託契約に基づく前受業務保証金を供託すべきことを指示することができる。

4 供託委託契約の受託者は、第二項本文の規定による指示を受けたときは、第一項の規定による公示に係る債権の申出をすべき期間の末日までに、前項の規定による指示を受けたときは同項の規定により指定された期限までに、当該供託委託契約に基づく前受業務保証金を供託しなければならない。

5 供託委託契約の受託者は、前項の規定により前受業務保証金を供託したときは、通商産業大臣に供託物受入れの記載のある供託書の写しを提出しなければならない。

6 第十六条第一項の規定は、第四項の規定に

より供託する場合に準用する。この場合において、同条第一項中「主たる営業所」とあるのは、「許可割賦販売業者の主たる営業所」と読み替へるものとする。

第二十条の四 前条第二項本文の規定による指示を受けて前受業務保証金を供託した供託委託契約の受託者は、同条第一項の規定による公示に係る債権の申出をすべき期間内にその申出がなかつた場合には、その供託した前受業務保証金を取り戻すことができる。

2 前条第三項の規定による指示を受けて前受業務保証金を供託した供託委託契約の受託者は、同条第一項の規定による公示がされている場合に於ては当該公示に係る債権の申出をすべき期間内にその申出がなかつたとき、当該公示がされていない場合に於ては通商産業省令で定めるところにより通商産業大臣の承認を受けたときは、その供託した前受業務保証金を取り戻すことができる。

3 前二項の規定による前受業務保証金の取戻しに關し必要な事項は、法務省令、通商産業省令で定める。

第二十一条の見出し中「営業保証金」の下に「及び前受業務保証金」を加え、同条第一項中「当該許可割賦販売業者」の下に「又は当該許可割賦販売業者と供託委託契約を締結した受託者」を、「営業保証金」の下に「又は前受業務保証金」を加える。

第二十二條の見出しを「権利の実行があつた場合の措置」に改め、同条第一項中「又はその権利を実行した日の直前の基準日における供託基準額のいずれか多い額」を削り、同条第二項中「前項の規定により供託する場合」を「第一項の規定により供託する場合に、第十八条の四第二項の規定は前項の規定による届出」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

業者は、前条第一項の権利を有する者がその権利を実行したため、当該前受金保全措置により前払式割賦販売の契約によつて生じた債務の弁済に充てることができる額がその権利を実行した日の直前の基準日における基準額に不足することとなつたときは、その事実を知つた日以後遅滞なく、その不足額について新たに前受金保全措置を講じ、書面で、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第二十二條の二の見出し中「営業保証金」の下に「及び前受業務保証金」を加え、同条第一項中「許可割賦販売業者」の下に「又は供託委託契約の受託者」を、「営業保証金」の下に「又は前受業務保証金」を加え、「主たる営業所」を「許可割賦販売業者の主たる営業所」に改め、同条第二項中「営業保証金」の下に「又は前受業務保証金」を加える。

第二十三條第二項第二号中「第十八條の二第三項」を「第十八條の三第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

六 第二十二條第二項の規定による前受金保全措置を講じないとき。

第二十七條第一項を次のように改める。
許可割賦販売業者が次の各号の一に該当するときは、当該許可割賦販売業者と前払式割賦販売の契約を締結している者でその契約に係る商品の引渡しを受けていないものは、その契約を解除することができる。

一 基準日の翌日から起算して五十日を経過する日までの間に当該基準日に係る基準額について前受金保全措置を講じなかつたとき。

二 第二十条第一項の規定による命令を受けたとき。

三 第二十三條第一項又は第二項の規定により許可を取り消されたとき。

四 第二十五條の規定により許可が効力を失

つたとき。

五 破産、和議開始、整理開始又は更生手続開始の申立てがあつたとき。
六 支払を停止したとき。
第二十八条の見出し中「終了」を「終了等」に改める。

第二十九条の見出し並びに同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「営業保証金」の下に「又は前受業務保証金」を加え、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第一項又は」を削り、「営業保証金」の下に「又は前受業務保証金」を加え、同項を同条第二項とし、同条第五項中「営業保証金」を「第一項の規定による営業保証金又は前受業務保証金」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の二章を加える。

第二章の二 ローン提携販売

(ローン提携販売条件の表示)

第二十九条の二 ローン提携販売を業とする者(以下「ローン提携販売業者」という。)は、ローン提携販売の方法により指定商品を販売するときは、その相手方に対して、通商産業省令で定めるところにより、当該指定商品に關する次の事項を示さなければならない。

一 現金販売価格

二 購入者の支払総額(ローン提携販売の方法により販売する場合の価格(保証料その他の手数料を含む。))及びローン提携販売に係る借入金の利息の合計額をいう。以下同じ。

三 ローン提携販売に係る借入金の返還(利息の支払を含む。)の期間及び回数

2 ローン提携販売業者は、ローン提携販売の方法により指定商品を販売する場合の販売条件について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に当該指定商品に關する前項各号の事項を表示しなければならない。

(書面の交付)

第二十九条の三 ローン提携販売業者は、指定商品に係るローン提携販売の契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならない。

一 購入者の支払総額

二 分割返済金(ローン提携販売に係る各回の借入金の返還分(利息の支払分を含む。))をいう。以下同じ。の額

三 分割返済金の返済の時期及び方法

四 商品の引渡時期

五 契約の解除に關する事項

六 所有権の移転に關する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(準用規定)

第二十九条の四 第四条の二の規定はローン提携販売業者に、第四条の三及び第八条(同条第六号を除く。)の規定はローン提携販売に準用する。この場合において、第四条の二第一項中「前条各号」とあるのは「第二十九条の三各号」と、第四条の三第一項第一号中「第四号」とあるのは「第二十九条の三」と、同項第二号中「当該契約に係る賦払金の全部の支払」とあるのは「当該ローン提携販売の契約に係る分割返済金の全部の返済」と読み替えるものとする。

第二章の三 前払式特定取引

(前払式特定取引業の許可)

第二十九条の五 前払式特定取引は、通商産業大臣の許可を受けた者でなければ、業として営んではならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

一 商品又は指定役務の前払式特定取引の方法による年間の取引額が政令で定める金額

に満たない場合

二 指定役務が新たに定められた場合において、現に当該指定役務につき前払式特定取引の方法による取引を業として営んでいる者が、その定められた日から六月間(その期間内に次条において準用する第十二条第一項の申請書を提出した場合には、その申請につき許可又は不許可の処分があるまでの間を含む。)当該指定役務につき取引をするとき。

三 前号の期間が経過した後において、その期間の末日までに締結した同号の指定役務について前払式特定取引の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内で営む場合(準用規定)

第二十九条の六 第八条の規定は前払式特定取引に、第十二条及び第十五条から第二十九条までの規定は前払式特定取引を業として営む場合に準用する。この場合において、第八条第一号中「指定商品又はこれを部品若しくは付属品とする商品を販売することを業とする者に対して行なう当該指定商品の割賦販売」とあるのは「商品について前払式特定取引であつて、その購入者が当該商品又はこれを部品、付属品若しくは原材料とする商品を販売することを業とする者であるもの」と、同条第六号中「割賦販売」とあるのは「前払式特定取引及び旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)その他の政令で定める法律の規定に基づき前受金の保全のための措置を講じている者が当該法律の規定に基づいて行なう前払式特定取引」と、第十二条第一項第四号中「前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の種類」とあるのは「前払式特定取引の方法による取引をしようとする商品又は指定役務の種類又は範囲」と、同条第二項中「前払式割賦販売契約」とあるのは「前払式特定取引契約」と、第十五

条第一項各号列記以外の部分中「第十一」とあるのは「第二十九条の五」と、同項第二号中「購入者」とあるのは「購入者又は指定役務の提供を受ける者」と、同項第五号中「前払式割賦販売契約」とあるのは「前払式特定取引契約」と、同項第八号中「第十一」とあるのは「第二十九条の五」と、同条第三項中「指定商品の製造業者が第十

一条」とあるのは「製造業者が第二十九条の五」と、同条第四項中「第十一」とあるのは「第二十九条の五」と、第十八条の三第一項及び第二項並びに第十八条の五第一項中「商品の代金」とあるのは「商品の代金又は指定役務の対価」と、第十九条第三項及び第四項中「前払式割賦販売契約」とあるのは「前払式特定取引契約」と、第二十

一条ただし書及び第二十条の二第一項中「購入者」とあるのは「購入者又は指定役務の提供を受ける者」と、第二十三条第一項第四号中「第十一」とあるのは「第二十九条の五」と、第二十七条第一項中「商品の引渡し」とあるのは「商品の引渡し又は指定役務の提供」と読み替えるものとする。

第三十条の見出し中「証券」を「証券等」に改め、同条中「第二条第三項の証券(以下単に「証券」という。))」を「証券等」に、「証券の」を「証券等の」に改める。

第三十四条の見出し及び同条第一項中「証券」を「証券等」に改める。

第三十五条の二第二項を次のように改める。

2 第二十九条第二項及び第三項の規定は前項前段の、第十八条の二第二項及び第三項の規定は前項後段の規定による営業保証金の取戻しに準用する。

第三十五条の三中「第二十一条から第二十二條の二まで」を「第二十一条、第二十二條第一項及び第三項、第二十二條の二」に、「及び第二十八條」を「並びに第二十八條」に、「証券」を

昭和四十七年四月二十一日 衆議院會議録第二十三号

割賦販売法の一部を改正する法律案

六七八

「証券等」に改め、同条の次に次の一章を加える。

第三章の二 指定受託機関

(指定)

第三十五条の四 第十八条の三第四項(第二十九條の六において準用する場合を含む。)の指定(以下この章において「指定」という。)は、前受金保証金措置としての供託委託契約に係る受託の事業(以下「受託事業」という。)を営もうとする者の申請により行なう。

2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 本店その他の営業所の名称及び所在地

三 資本の額及び役員の名

3 前項の申請書には、定款、業務方法書、事業計画書、前受業務保証金供託委託契約約款その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(指定の基準)

第三十五条の五 通商産業大臣は、指定を申請した者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

一 資本の額が五千万円以上の株式会社でない者

二 前号に掲げるもののほか、その行なおりとする受託事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しない者

三 定款の規定又は業務方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反し、又は事業の適正な運営を確保するのに十分でない者

四 前受業務保証金供託委託契約約款の内容が通商産業省令で定める基準に適合しない者

五 第三十五条の十四第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

六 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

七 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある者

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ハ 指定を受けた者(以下「指定受託機関」という。)(第三十五条の十四第二項の規定により指定を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその指定受託機関の役員であつた者で、その処分のあつた日から三年を経過しないもの)

(変更の届出)

第三十五条の六 指定受託機関は、第三十五条の四第二項各号の事項又は定款、業務方法書若しくは前受業務保証金供託委託契約約款に記載した事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第三十五条の七 指定受託機関は、受託事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、指定は、その効力を失う。

(事業計画書等の提出)

第三十五条の八 指定受託機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

2 指定受託機関は、事業計画書に記載した事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

商産業大臣に届け出なければならない。

3 指定受託機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(兼業の制限)

第三十五条の九 指定受託機関は、受託事業以外の事業を営んではならない。ただし、受託事業以外の事業を営むことが受託事業の適正な運営に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合で、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(責任準備金の計上)

第三十五条の十 指定受託機関は、事業年度末においてまだ経過していない供託委託契約があるときは、次の各号に掲げる金額のうちいづれが多い金額を、事業年度ごとに責任準備金として計上しなければならない。

一 当該供託委託契約の契約期間のうちまだ経過していない期間に対応する委託手数料の総額に相当する金額

二 当該事業年度において受領した委託手数料の総額から当該委託手数料に係る供託委託契約に基づいて供託した前受業務保証金(当該前受業務保証金の供託による委託者からの収入金を除く。)(当該委託手数料に係る供託委託契約のために積み立てるべき供託金及び当該事業年度の事業費の合計額を控除した残額に相当する金額

(供託金の積立て)

第三十五条の十一 指定受託機関は、決算期ごとに、次の各号の一に掲げる金額がある場合においては、供託金として当該各号に掲げる金額を積み立てなければならない。

一 供託委託契約に基づいて供託すべき前受業務保証金の額のうち決算期までにその供託が終わらないものがある場合においては、その金額

二 供託委託契約に基づいて供託する義務が生じたと認められる前受業務保証金の額がある場合においては、その供託すべきものと認められる金額

生じたと認められる前受業務保証金の額がある場合においては、その供託すべきものと認められる金額

三 現に前受業務保証金の額について訴訟が係属しているために供託していないものがある場合においては、その金額

(受託事業基金)

第三十五条の十二 指定受託機関は、定款の定めるところにより、受託事業基金を設けなければならない。

2 指定受託機関は、責任準備金をもつて前受業務保証金を供託することができない場合においては、当該前受業務保証金の供託に充てる場合に限り、受託事業基金を使用することができる。

(改善命令)

第三十五条の十三 通商産業大臣は、指定受託機関が第三十五条の五第二号から第四号までの規定に該当することとなつたと認めるときは、当該指定受託機関に対し、財産の状況又はその事業の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第三十五条の十四 通商産業大臣は、指定受託機関が指定を受けた日から六月以内に受託事業を開始しないとき、又は引き続き六月以上受託事業を休止したときは、その指定を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、指定受託機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて受託事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 第三十五条の五第一号、第六号又は第七号の規定に該当することとなつたとき。

三 前条の規定による命令に違反したとき。

四 前号に掲げるもののほか、この法律の規定に基づく通商産業大臣の処分と違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(通商産業省令への委任)

第三十五条の十五 この章に定めるもののほか、指定並びに指定受託機関の業務、財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第三十七条第一項中「割賦販売及び」を「割賦販売、ローン提携販売、前払式特定取引及び」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第二条第三項若しくは第四項、第四条の第三項(第二十九条の四において準用する場合を含む。)」に改め、「第十五条第一項第二号」の下に「(第二十九条の六において準用する場合を含む。)、第二十九条の五第一号」を加える。

第四十三條第二項中「割賦購入あつせんを業として営む者」を「第二十九条の五の許可を受けた者、登録割賦購入あつせん業者又は指定受託機関」に改める。

第四十四条第一項中「又は登録割賦購入あつせん業者」を「第二十九条の五の許可を受けた者、登録割賦購入あつせん業者又は指定受託機関」に改める。

第四十五条第一項中「第二十条第一項」及び「第二十三条第一項若しくは第二項の下に」(第二十九条の六において準用する場合を含む。))を加え、「又は第三十四条の二第一項若しくは第二項」を「第三十四条の二第一項若しくは第二項又は第三十五条の十四第一項若しくは第二項」に改める。

第四十六条の二中「第十一条」の下に「若しくは第二十九条の五」を加え、「手数料として四千円を納付し」を「五千円をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を納め」に改める。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定に違反して前払式割賦販売を業として営んだ者

二 第二十九条の五の規定に違反して前払式特定取引を業として営んだ者

第五十条第一号中「証券」を「証券等」に改める。

第五十一条中「又は登録割賦購入あつせん業者」を「第二十九条の五の許可を受けた者、登録割賦購入あつせん業者又は指定受託機関」に改め、同条第一号中「第二十条第一項」の下に「(第二十九条の六において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第二十三条第二項」の下に「(第二十九条の六において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の一号を加える。

四 第三十五条の十四第二項の規定による命令に違反したとき。

第五十二条中「又は登録割賦購入あつせん業者」を「供託委託契約の受託者、第二十九条の五の許可を受けた者、登録割賦購入あつせん業者又は指定受託機関」に改め、同条第一号中「第三十五条の三において準用する場合を含む。)」又は第三十五条の三(第二十九条の六又は第三十五条の三)において準用する場合を含む。))を加え、第二十九条の六又は第三十五条の三に「又は割賦購入あつせん」を「前払式特定取引又は割賦購入あつせん」に改め、同条第二号中「第十八条の二第三項」を「第十八条の三第一項(第二十九条の六において準用する場合を含む。))」に改め、「前払式割賦販売」の下に「又は前払式特定取引」を加え、同条第三号中「又は第三項」を「若しくは第三項(第二十九条の六において準用する場合を含む。)、第三十五条の六、第三十五条の七第一項又は第三十五条の八第二項」に改め、同条第四号中「第十九条の二」の下に「(第二十九条の六において準用する場合を含む。))」を加え、「同条」を「第十九条の二(第二十九条の六において準用する場合を含む。))」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条の前に次の一号を加える。

五 第二十条の三第四項(第二十九条の六において準用する場合を含む。))の規定に違反して前受業務保証金を供託しなかつたとき。

第五十二条に次の三号を加える。

七 第三十五条の八第一項の事業計画書若しくは同条第三項の事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業計画書若しくは事業報告書を提出したとき。

八 第三十五条の九の規定に違反して受託事業以外の事業を営んだとき。

九 第三十五条の十三の規定による命令に違反したとき。

第五十三条中第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 第三条第一項又は第二十九条の二第一項の規定に違反して示さなかつた者

二 第三条第二項又は第二十九条の二第二項の規定に違反して表示しなかつた者

三 第四条、第四条の二第一項本文(第二十九条の四において準用する場合を含む。))又は第二十九条の三の規定に違反して書面を交付しなかつた者

第五十五条第一号中「第十八条の三第二項」を「第十八条の六第二項(第二十九条の六において準用する場合を含む。))」に改め、同条第二号中「第二十条の二第一項」の下に「(第二十九条の六において準用する場合を含む。))」を加え、同条第三号中「第三十五条の三」を「第二

十九条の六又は第三十五条の三」に改める。

第二条 割賦販売法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十一条に規定する前払式割賦販売以外の割賦販売の場合には、通商産業省令で定める方法により算定した割賦販売の手数料の料率

第二十九条の二第一項に次の一号を加える。

四 通商産業省令で定める方法により算定したローン提携販売に係る借入金の利息その他の手数料の料率

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条の規定中割賦販売法第三十七条の改正規定及び附則第十一条の規定、公布の日

二 第一条の規定中割賦販売法目次の改正規定(第三章の二に係る部分に限る。))及び同法第三十五条の三の次に一章を加える改正規定、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定、公布の日から起算して一年九月をこえない範囲内において政令で定める日

三 (経過規定)

第二条 第一条の規定による改正後の割賦販売法(以下「新法」という。))第四条又は第二十九条の三の規定は、この法律の施行前に締結した割賦販売又はローン提携販売の契約については、適用しない。

第三条 新法第四条の二第一項(新法第二十九条の四において準用する場合を含む。))の規定は、この法律の施行前に割賦販売業者又はローン提

昭和四十七年四月二十一日 衆議院會議録第二十三号 割賦販売法の一部を改正する法律案

携販業者が受けた割賦販売又はローン提携販売の契約の申込みについては、適用しない。

第四条 新法第四條の三(新法第二十九條の四において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に締結した割賦販売若しくはローン提携販売の契約又はこの法律の施行前に割賦販売業者若しくはローン提携販売業者が受けた割賦販売若しくはローン提携販売の契約の申込み(この法律の施行後当該申込みに係る契約が締結された場合における当該契約を含む。)については、適用しない。

第五条 この法律の施行の際現に許可割賦販売業者である者で、第一條の規定による改正前の割賦販売法(以下「旧法」という。)の規定により営業保証金を供託しているものは、新法第十八條の三第一項に規定する基準日までの法律の施行後第一番目に到来するもの翌日から起算して五十日を経過する日までは、従前の例により前払式割賦販売の契約を締結することができ

2 この法律の施行の際現に許可割賦販売業者である者が旧法の規定により供託した営業保証金のうち、新法第十七條第一項に規定する額に相当する額の営業保証金は新法第十六條第一項の規定により供託した営業保証金と、新法第十七條第一項に規定する額をこえる額の営業保証金は新法第十八條の三第二項の前受金保全措置として供託した前受業務保証金とみなす。

3 この法律の施行の際現に許可割賦販売業者である者については、新法第十八條の三第一項及び第二項中「二分の一」とあるのは、同条第一項に規定する基準日までの法律の施行後第一番目に到来するものについて、十二分の五」と読み替へるものとする。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第二十九條第四項の規定によりされている公告で、同条第一項の規定による営業保証金の取戻し(一部の営業所又は代理店を廃止したことによる取戻し

に限る。)に係るものは、新法第十八條の二第二項の規定によりされた公告とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第二十九條第四項の規定によりされている公告で、同条第一項の規定による営業保証金の取戻し(一部の営業所又は代理店を廃止したことによる取戻しを除く。)に係るものは、当該公告に係る申出をすべき期間内にその申出がなかつたときは、当該期間の満了の時に新法第十八條の五第三項の承認を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第二十九條第四項の規定によりされている公告で、同条第三項の規定による営業保証金の取戻しに係るものは、新法第二十九條第二項の規定によりされた公告とみなす。

第七条 この法律の施行の際現に前払式特定取引の方法による取引を業として営んでいる者は、この法律の施行の日から一年間は、新法第二十九條の五の許可を受けたものとみなす。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により新法第二十九條の五の許可を受けたものとみなされる者は、この法律の施行の日から三十日以内に、新法第二十九條の六において準用する新法第十二條第一項第一号、第二号及び第四号の事項を記載した書面に前払式特定取引契約約款を添附して、通商産業大臣に届け出なければならない。

3 新法第二十九條の六において準用する新法第十六條第三項の規定は、第一項の規定により新法第二十九條の五の許可を受けたものとみなされる者については、この法律の施行の日から三十日間は、適用しない。

第八条 前条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第九条 附則第七條第一項の規定により新法第二十九條の五の許可を受けたものとみなされる者(その者が引き続き同条の許可を受けた場合を含む。)については、新法第二十九條の六において準用する新法第十八條の三第一項及び第二項中「二分の一」とあるのは、同条第一項に規定する基準日までの法律の施行後第一番目に到来するもの翌日から起算して五十日を経過する日までは、従前の例により前払式割賦販売の契約を締結することができ

この法律の施行後第一番目に
到来するもの
八分の一

この法律の施行後第二番目に
到来するもの
八分の一

この法律の施行後第三番目に
到来するもの
八分の一

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十号の二中「前払式割賦販売業者」の下に「及び前払式特定取引業者」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第九條第五号の三中「割賦販売」の下に「ローン提携販売、前払式特定取引」を加える。

第二十五條第一項の表中「割賦販売及び」を「割賦販売、ローン提携販売、前払式特定取引及び」に改める。

理 由

割賦販売等の方法による取引が拡大しつつある現状にかんがみ、購入者等の利益の保護を図るため、訪問販売等の場合に購入者が一定期間割賦販売契約の申込みの撤回等を行うことができること

とするともに、前払式割賦販売業者等の前受金の保全に関する規制を強化し、及びローン提携販売の方法による取引方法について規制を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。商工委員長嶋田宗一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔嶋田宗一君登壇〕

○嶋田宗一君 ただいま議題となりました割賦販売法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

近年、割賦販売その他の消費者信用が著しく拡大し、また多様化しております。国民生活の向上に貢献しておりますが、その反面、割賦販売等に關して一般消費者が不測の不利益を受ける事例も増加しております。

本案は、このような実情に即応して、消費者の利益を保護するため、割賦販売業者等に対する規制の強化及び法制の整備をはかる趣旨により提案されたものであります。そのおもな内容は、

第一に、割賦販売業者が金利の実質年率を表示させ、広告方法にも規制を及ぼすとともに、訪問販売等の場合には、購入者が四日間は契約申し込みの撤回等ができる旨の制度、すなわち、いわゆるクーリングオフの制度を設けることとあります。

第二は、前払式割賦販売における前受金の保全のために供託させる金額を前受金の三分の一から二分の一に引き上げるとともに、供託にかえ、金融機関または指定受託機関との間で供託委託契約を締結することを認めることとあります。

第三は、ローン提携販売業者に対し、割賦販売業者と同様の義務を課することとし、また、互助

会や友の会のような前受け金を分割受領してサービスの提供や商品売買の取り次ぎを行なう業者には、前払い式割賦販売業者と同様に許可制をとり、前受け金保全措置を講じさせることであります。

本案は、三月二十一日当委員会に付託され、四月七日田中通商産業大臣より提案理由の説明を聴取いたしました後、政府に対する質疑、参考人の意見聴取等により慎重に審査を重ね、四月十九日質疑を終局し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党共同提案により、消費者保護の見地から適切な措置を講ずべき旨の附帯決議が付けられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置
に關し承認を求めめるの件

○議長(船田中君) 日程第四、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めめるの件を議題といたします。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めめるの件

右
国会に提出する。

昭和四十七年二月二十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めめるの件

農林省設置法第二十五條第四項及び第五項の規定により、輸出品検査所の支所を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

名	称	位 置
東京輸出品検査所仙台支所	仙台市	

理由

東北地方における農林水産物の輸出検査等の業務の円滑な遂行を図るため、東京輸出品検査所仙台支所を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事飯谷忠男君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔飯谷忠男君登壇〕

○飯谷忠男君 ただいま議題となりました内閣提案、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めめるの件につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本件は、東京輸出品検査所仙台支所を仙台市に設置することについて、国会の承認を求めようとするものであります。

昭和四十七年四月二十一日 衆議院會議録第二十三号

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めめるの件

するものであります。

本委員会におきましては、四月二十日政府から提案理由の説明を聴取し、質疑、討論もなく、直ちに採決いたしましたところ、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第五 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第五、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

道路交通法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十七年三月十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法(昭和三十一年法律第五号)の一部を次のように改正する。

日次中「第七十一条の二」を「第七十一条の三」に改める。

第四十条第一項中「進行を」を「通行」に改める。

第七十一条中、「車両等を運搬するときは、第六十四條、第六十五條第一項、第六十六條、前条並びに第八十五條第五項及び第六項に定めるもののほかに、同条の付記中「第五号まで」の下に、第五号の三を加える。

五の三 自動車運搬する場合において、次条に規定する者又は第八十四條第二項に規定する仮運搬免許を受けた者が表示自動車(次条又は第八十七條第三項に規定する標識をつけた普通自動車)をいう。以下この号において同じ。を運搬しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に第二十六條に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

第四章第一節第七十一条の二を第七十一条の三とし、第七十一条の次の一条を加える。
(初進運転者の遵守事項)
第七十一条の二 第八十四條第三項に規定する普通自動車免許を受けた者で、当該普通自動車免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く)が通算して一年に達しないもの(政令で定める者を除く)は、総理府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に総理府令で定める様式の標識をつけないで普通自動車を運搬してはならない。

(罰則) 第二百一十一條第一項第九号の三、同条第二項
第七十五條の四中「運搬を」を「通行」に改める。
第八十四條に次の一項を加える。
第八十四條に次で、大型自動車仮免許(以下「大型仮免許」という。)及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免許」という。)の二種類とする。
第五 第八十五條第五項中「大型自動車、普通自動車若しくは大型特殊自動車の運転の経験の期間」を

道路交通法

六八一

「大型免許、普通免許若しくは大型特殊免許を受けた者で、当該いずれかの免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）に改め、同条第七項中「当該旅客自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業」に改める。

第八十六條第一項、第三項及び第四項中「当該旅客自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業」に改める。

第八十七條を次のように改める。

（仮免許）

第八十七條 大型自動車若しくは普通自動車に当該自動車運転免許を受けることができる第一種免許若しくは第二種免許を受けずに練習のため運転しようとする者又は普通自動車を第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行なう普通免許の運転免許試験若しくは第九十八條に規定する指定自動車教習所における普通自動車運転免許に關する技能についての技能検定（次項において「試験等」という。）において運転しようとする者は、その運転しようとする自動車が大形自動車であるときは大型仮免許を、普通自動車であるときは普通仮免許を受けたなければならない。

2 大型仮免許を受けた者は練習のため大形自動車若しくは普通自動車を又は試験等において普通自動車、普通仮免許を受けた者は練習のため又は試験等において普通自動車を運転することができ、この場合において、仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、その運転者席の横の乗車装置に、当該自動車を運転することができる第一種免許を受けている者（免許の効力が停止されていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上のもの、当該自動車を運転することができない第二種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）その他政令で定める者を同乗させ、かつ、その指導の下に、当該自動車を運転しなければならない。

3 仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、総理府令で定めるところにより当該自動車の前面及び後面に総理府令で定める様式の標識をつけて当該自動車を運転しなければならない。

4 仮免許を受けた者は、第二項の規定にかかわらず、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で旅客自動車を運転することはできない。

5 仮免許の有効期間は、当該仮免許に係る第九十七條第一項第一号に掲げる事項について行なう運転免許試験（第九十條及び第九十二條の二において「適性試験」という。）を受けた日から起算して三月とする。ただし、当該期間が満了するまでの間に、大型仮免許を受けた者が大型免許若しくは大型第二種免許を受け、又は普通仮免許を受けた者が大型自動車若しくは普通自動車を運転することができ、第一種免許若しくは第二種免許を受けたときは、当該仮免許は、その効力を失う。

（附則 第二項後段については第九十八條第一項第六号、第三項については第九十二條第一項第十四号、同条第二項）

第八十八條第一項各号列記以外の部分中「免許」を「第一種免許又は第二種免許」に改め、同項第一号中「（大型自動車に係る仮免許を含む。）」及び「（普通自動車に係る仮免許を含む。）」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、仮免許を与えない。

一 大型仮免許にあつては二十歳（政令で定める者にあつては、十九歳）に、普通仮免許にあつては十八歳に、それぞれ満たない者

二 前項第二号から第四号までのいずれかに掲げる者

第九十條第一項中「当該運転免許試験に合格した日から起算して一年」を「当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月に、「免許を与えず」を「免許（仮免許を除く。以下この条において同じ）を与えず」に改める。

第九十二條第三項を削り、同条の次に次の一項を加える。

（免許証の有効期間）

第九十二條の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第九十一條第二項又は第九十一條の二第三項の規定により更新された免許証を除く。）の有効期間は、当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日の後のその者の三回目の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下この条において同じ）が経過するまでの期間とする。

2 第九十一條第二項の規定により免許証の有効期間が更新された場合における当該更新された免許証の有効期間は、更新前の免許証の有効期間が満了した後のその者の三回目の誕生日が経過するまでの期間とする。

3 第九十一條の二第三項の規定により免許証の有効期間が更新された場合における当該更新された免許証の有効期間は、同条第二項の規定による適性検査を受けた日の後のその者の三回目の誕生日が経過するまでの期間とする。

第九十六條第一項中、「第一種免許及び」を「第一種免許の運転免許試験を、同条第二項各号のいずれかに該当する者はに改め、同条第二項中「普通自動車又は大型特殊自動車の運転の経験の期間」を「当該いずれかの免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）」に改め、同条第四項中「大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車の運転の経験の期間」を「当該いずれかの免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第九十六條の二 普通免許の運転免許試験を受けた者（政令で定める者を除く。）は、仮免許を現に受けている者に該当し、かつ、過去三月以内に五日以上、総理府令で定めるところにより道路において自動車の運転の練習をした者でなければならない。

第九十七條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号に掲げる事項について行なう普通免許の運転免許試験は、道路において行なうものとする。

第九十八條を次のように改める。

（指定自動車教習所）

第九十八條 公安委員会は、自動車の運転に關する教習の水準を高め、もつて自動車の運転者の資質の向上を図るため、自動車運転に關する技能及び知識について教習を行なつてゐる施設のうち、職員、設備等に關する次に掲げる基準に適合するものを、当該施設を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定することができる。

一 政令で定める要件を備えた当該施設を管理する者が置かれていること。

二 次項の規定により選任された技能検定員が置かれていること。

三 次に掲げる業務を行なわせるため、当該施設を管理する者により選任された政令で定める要件を備えたそれぞれ次に掲げる職員が置かれていること。

イ 自動車の運転に關する技能の教習 技能指導員

ロ 自動車の運転に關する知識の教習 学科指導員

四 自動車の運転に關する技能及び知識の教習並びに技能検定（自動車の運転に關する技能についての検定で、総理府令で定めるところ

第九十八條 公安委員会は、自動車の運転に關する教習の水準を高め、もつて自動車の運転者の資質の向上を図るため、自動車運転に關する技能及び知識について教習を行なつてゐる施設のうち、職員、設備等に關する次に掲げる基準に適合するものを、当該施設を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定することができる。

一 政令で定める要件を備えた当該施設を管理する者が置かれていること。

二 次項の規定により選任された技能検定員が置かれていること。

三 次に掲げる業務を行なわせるため、当該施設を管理する者により選任された政令で定める要件を備えたそれぞれ次に掲げる職員が置かれていること。

イ 自動車の運転に關する技能の教習 技能指導員

ロ 自動車の運転に關する知識の教習 学科指導員

四 自動車の運転に關する技能及び知識の教習並びに技能検定（自動車の運転に關する技能についての検定で、総理府令で定めるところ

により行なわれるものをいう。以下同じ。の
ための設備が政令で定める基準に適合してい
ること。

五 当該施設の運営が政令で定める基準に適合
していること。

2 指定自動車教習所を管理する者は、技能検
定を行なわせるため、次に掲げる要件を備えた技
能検定員を選任しなければならない。

一 二十五歳以上の者であること。

二 その者が従事する技能検定に用いられる自
動車を運転することができ、次のいずれに
も該当せず、かつ、技能検定に関する技能及
び知識に関する総理府令で定めるところにより
公安委員会が行なう審査に合格したものであ
ること。

イ 過去二年以内に第六項に規定する卒業証
明書又は修了証明書の発行に不正な行
為をした者

ロ 法第七十七条の三第二号の罪を犯し罰金
以上の刑に処せられ、その執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなつた日から
起算して二年を経過していない者

ハ 自動車等の運転に罰法(明治四十年
法律第四十五号)第二百一十一條の罪又はこ
の法律に規定する罪(第二百一十一條の三第二
号の罪を除く)を犯し禁錮以上の刑に処せ
られ、その執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなつた日から
起算して二年を経過していない者

3 指定自動車教習所を管理する者は、自動車
の運転に關する技能若しくは知識の教習又は技能
検定には、それぞれ第一項第三号の規定に基
づく政令で定める要件を備えた技能指導員若
しくは学科指導員又は前項に規定する要件を備
えた技能検定員以外の者を従事させてはなら
ない。

4 指定自動車教習所を管理する者は、公安委員
会から当該指定自動車教習所の職員について第
百八条の二第一項第三号に規定する講習を行
なう旨の通知を受けたときは、当該職員に当該
講習を受けさせなければならない。

5 指定自動車教習所を管理する者は、総理府令
で定めるところにより自動車の運転に關する技
能及び知識の教習を終了した者に限り、技能検
定員にその者についての技能検定を行なわせる
ものとする。この場合において、技能検定員
は、当該技能検定に合格した者について、技能
検定に合格した者である旨の証明をしなければ
ならない。

6 指定自動車教習所は、技能検定に合格した者
であることを技能検定員が証明した者に限り、
総理府令で定めるところにより、総理府令で定
める様式の卒業証明書又は修了証明書を発行す
ることができ、この場合において、当該卒業証
明書又は修了証明書には、総理府令で定めると
ころにより、技能検定員の当該技能検定に合格
した旨の書面による証明を付するものとする。

7 公安委員会は、指定自動車教習所について、
第一項に掲げる基準に適合しているかどうか、
又は第三項、第五項若しくは前項の規定に従
い運営されているかどうかを検査し、及び当該指
定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対
し、必要な報告又は資料の提出を求めることが
できる。

8 公安委員会は、技能指導員若しくは学科指導
員又は技能検定員がその業務について不正な行
為をしたときは、指定自動車教習所を管理する
者に対し、これらの者の解任を命ずることがで
きる。

9 公安委員会は、前項の規定による命令をしよ
うとするときは、当該指定自動車教習所を管理
する者及び当該技能指導員若しくは学科指導員
又は技能検定員に対し、あらかじめ、弁明をな
すべき日時及び場所並びに当該処分をしよう
とする理由を通知して、当該事案について弁明
及び有利な証拠の提出の機会を与えなければなら
ない。

ない。

10 公安委員会は、指定自動車教習所が第一項に
掲げる基準に適合しなくなつたとき、若しくは
第六項の規定に違反して卒業証明書若しくは修
了証明書を発行したとき、又は指定自動車教習
所を管理する者が第三項若しくは第四項の規定
に違反し、第五項前段に規定する者以外の者に
ついて技能検定を行なわせ、若しくは第八項の
規定による命令に違反したときは、その指定を
解除し、又は六月をこえない範囲内で期間を定
めて当該指定自動車教習所が当該期間内におけ
る教習に基づき第六項に規定する卒業証明書若
しくは修了証明書を発行することを禁止するこ
とができる。

11 公安委員会は、前項の規定により卒業証明書
又は修了証明書の発行を禁止したときは、当該
指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に
対し、当該指定自動車教習所を第一項に掲げる
基準に適合させるため必要な措置をとるべきこ
とを命ずることができる。

12 公安委員会は、第十項の規定による卒業証明
書若しくは修了証明書の発行の禁止の処分を受
けた指定自動車教習所が当該禁止に違反して卒
業証明書若しくは修了証明書を発行したとき
は、その指定を解除し、又は指定自動車教習所
を設置し若しくは管理する者が前項の規定によ
る命令に違反したときは、その指定を解除し、
若しくは六月をこえない範囲内で卒業証明書若
しくは修了証明書を発行することを禁止する期
間を延長することができる。

第九十八條の次に次の一条を加える。

(罰則の適用)
第九十八條の二 前条第一項第二号に規定する技
能検定員は、刑法その他の罰則の適用について
は、法令により公務に従事する職員とみなす。
第九十九條第一項中「第一種免許の」を削り、同
項第一号を次のように改める。
一 第九十八條第六項に規定する卒業証明書

(同項後段に規定する技能検定員の書面によ
る証明が付されているものに限り)を有する
者で当該卒業証明書に係る技能検定を受けた
日から起算して一年を経過しないもの又は同
項に規定する修了証明書(同項後段に規定す
る技能検定員の書面による証明が付されてい
るものに限り)を有する者で当該修了証明書
に係る技能検定を受けた日から起算して三月
を経過しないもの

第百三條第一項中「免許を受けた者が第八十八
條第一項第二号、第三号又は第四号」を「免
許を除く。以下第百六條までにおいて同じ。」
を受けた者が第八十八條第一項第二号から第四号ま
でに、「同項第二号、第三号又は第四号」を当該
各号に改め、同条第四項中「第八十八條第一項第
二号、第三号又は第四号」を「第八十八條第一項第
二号から第四号まで」に改める。

第百六條の次に次の一条を加える。

(仮免許の取消)
第百六條の二 仮免許を受けた者が第八十八條第
一項第二号から第四号までのいずれかに該当す
る者になつたときは、その者が当該各号のい
れかに該当する者となつた時におけるその者の
住所を管轄する公安委員会は、その者の仮
許を取り消さなければならない。

2 仮免許を受けた者が第百三條第二項第一号又
は第二号のいずれかに該当することとなつた
ときは、その者が当該各号のいずれかに該当す
ることとなつた時におけるその者の住所を管
轄する公安委員会は、政令で定める基準に
従い、その者の仮免許を取り消すことができる。

第百十條第一項中「高速自動車国道」の下に「及
び政令で指定する自動車専用道路」を加え、同条
第二項中「高速自動車国道」の下に「及び前項の規
定に基づく政令で指定する自動車専用道路」を加
える。
第百十二條第五項中「千円」を「千五百円」に改め
る。

昭和四十七年四月二十一日 衆議院會議録第二十三号 道路交通法の一部を改正する法律案

第百十四条の二第一項中「を警視總監」を「並びに仮免許を与えること及び仮免許の取消しに關する事務を警視總監に改める。」

第百十八條第一項に次の一号を加える。

六 第八十七條(仮免許)第二項後段の規定に違反して自動車運転した者

第百十九條第二項中「第二号」の下に「(第四十三條後段に係る部分を除く。)」を加える。

第百二十條第一項第九号中「第五号」の下に「第五号の三」を加え、同項第十号の二中「前条」を「第百十九條」に改め、同項第十四号中「よらないで自動車運転した」を「違反した」に改め、同条第二項中「又は第八号」を「第八号又は第十四号」に改める。

第百二十一條第一項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三 第七十一條の二(初心運転者の遵守事項)の規定に違反した者

第百二十一條第二項中「前項第十号」を「前項第九号の三又は第十号」に改める。

別表中「第百十九條第一項第一号の二、第二号、第二号の二」を「第百十九條第一項第一号の二から第二号の二まで」に、「又は百十九條の二」を「又は第百十九條の二に」、「第五号又は」を「第五号、第五号の三又は」に、「第九号の二若しくは第十号」を「若しくは第九号の二から第十号まで」に改める。

附則

1 この法律は、次の各号に掲げる規定(以下、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。
一 目次の改正規定、第七十一條の改正規定(第二号及び第三号に係る部分を除く。)、第七十一條の二を第七十一條の三とし、第七十一條の次に一條を加える改正規定、第百十條の改正規定、第百二十條第一項第九号の改正規定、第百二十一條の改正規定、別表の改正規定(第五号又は「及び」、第九号の二若しくは第十号」を改める部分に限る。))及び次項の

規定 昭和四十七年十月一日

二 第八十四條に一項を加える改正規定、第八十五條第五項の改正規定、第八十七條の改正規定、第八十八條の改正規定、第九十條第一項の改正規定、第九十二條第三項を削り、同条の次に一條を加える改正規定、第九十六條第一項、第二項及び第四項の各改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、第九十七條の改正規定、第九十八條の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、第九十九條の次に一條を加える改正規定、第九十九條第一項の改正規定、第百三條第一項及び第九十條第一項の改正規定、第百六條の次に一條を加える改正規定、第百十二條第五項の改正規定、第百十四條の二第一項の改正規定、第百十八條第一項に一号を加える改正規定、第百二十條第一項第十四号及び第二項の各改正規定、別表の改正規定(第百十九條第一項第一号の二、第二号、第二号の二)を改める部分に限る。並びに附則第三項から第七項まで及び第九項の規定 昭和四十八年四月一日

三 その他の規定 この法律の公布の日 昭和四十八年三月三十一日までの間は、前項第一号に掲げる改正規定による改正後の道路交通法第七十一條第五号の三中「第八十七條第三項」とあるのは、「第八十七條第四項」とする。

3 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)の規定により仮運転免許(以下「仮免許」という。)を受けている者は、当該仮免許について指定されている自動車の種類が大型自動車であるときは当該改正規定による改正後の道路交通法(以下「新法」という。)の規定により大型自動車仮免許を受けたものと、当該仮免許について指定されている自動車の種類が普通自動車であるときは新法の規定により普通自動車仮免許を受けたものとみなす。

4 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法の規定により受けている仮免許の有効期間は、前項及び新法第八十七條第五項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に運転免許(以下「免許」という。)を受けている者の当該免許に係る運転免許証(以下「免許証」という。)の有効期間については、新法第九十二條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、新法第百一條第二項又は第百一條の三第三項の規定によりその者の免許証の有効期間が当該改正規定の施行後最初に更新された場合における当該更新された免許証の有効期間は、新法第九十二條の二第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該更新に係る新法第百一條第一項又は第百一條の二第二項の規定による適性検査を受けた日の後のその者の四回日の誕生日(その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす)が経過するまでの期間とする。

6 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法の規定により普通自動車免許(以下「普通免許」という。)の申請をしている者の当該申請に係る運転免許試験の受験資格及びその者に対して新法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行なう普通免許の運転免許試験の方法については、新法第九十六條の二及び第九十七條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法の規定により指定自動車教習所として指定されているものは、新法の規定により指定自動車教習所として指定されたものとみなし、その際現に当該自動車教習所において自動車の運転に關する技能若しくは知識の教習又は自動車の運転に關する技能についての技能検定に從事している者(新法第九十八條第一項第三号の規定に基づく政令で定める要件又は同条第三

六八四

二項各号に掲げる要件を備えていない者を除く。))で、当該改正規定の施行後も引き続き当該自動車教習所において当該教習又は当該技能検定に從事するものは、新法第九十八條第一項第三号又は第二項の規定により、当該自動車教習所の技能指導員若しくは学科指導員又は技能検定員に、それぞれ選任された者とみなす。

8 この法律の各改正規定の施行前にした行為に對する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

9 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前にした旧法第二十四條の規定に違反する行為については、新法第九章及び別表の規定は、適用しない。

理由

最近における道路交通の実情にかんがみ、交通事故を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資するため、初心運転者の遵守事項及び普通免許の技能試験を道路において実施すること等について規定し、並びに指定自動車教習所の指定基準に關する規定を整備する等初心運転者の資質の向上を図るとともに、免許証の有効期間について規定を整備する等運転免許事務の適正化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長長の報告を求めます。地方行政委員長大野市郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔大野市郎君尊壇〕

○大野市郎君 たいだいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、

第一に、普通免許の技能試験を道路において行なうこととともに、路上試験の実施の適正化をはかるための受験資格の規定並びに路上練習及び試験等のための仮免許についての規定を整備し、

第二に、初心運転者に対する運転教育の徹底をはかる等のために、指定自動車教習所の指定基準等を整備し、並びに技能検定員を公務に従事する職員とみなすとともに、初心運転者の順守事項について定め、

第三に、免許証の有効期間の末日をその者の誕生日とすることにより、いわゆるうっかり失効を防止し、あわせて免許事務の合理化をはかることとしております。

本案は、三月十四日本委員会に付託され、四月四日中村国務大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審査を行ないました。

四月二十日質疑を終了し、別に討論の通告もなく、採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、路上練習等実施のための十分な配慮、学科指導員に対す

昭和四十七年四月二十一日 衆議院会議録第二十三号

る救済措置、高速道路における交通管理体制の強化並びに歩行者保護及び地域社会の交通安全意識の高揚を内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第六、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十七年二月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「戦地に準ずる地域(以下「準戦地」という。))」を「事変地又は戦地に準ずる地域」に改め、同条第五項中「準戦地」を「事変地又は戦地に準ずる地域」に改める。

第四条第四項第二号中「昭和十六年十二月八日以後」を削る。

第七条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第五項」を「第四項」に改め、同条中同項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人又は準軍人であつた者が昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に本邦その他の政令で定める地域(第四条第二項に規定する事変地を除く)における在職期間(田恩給法施行令(大正十二年勅令第三百六十七号)第七条に規定するもの)の陸軍又は海軍の学生生徒については、それらの身分を有していた期間を含む。第二十三条第一項第四号及び第三十四条第二項において同じ。内において事変に關する勤務(政令で定める勤務を除く。第二十三条第一項第四号及び第三十四条第二項第一号において同じ。)に關連する負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く)により、昭和四十七年十月一日(同日後復員する者については、その復員の日)において、第一項に規定する程度の不具廢疾の状態にある場合においては、その者にその不具廢疾の程度に応じて障害年金を支給する。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廢疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に七二八、〇〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		一、〇四〇、〇〇〇円	
第二項症		八四二、〇〇〇円	
第三項症		六七六、〇〇〇円	
第四項症		五一〇、〇〇〇円	
第五項症		三九五、〇〇〇円	
第六項症		三〇二、〇〇〇円	
第一款症		二八一、〇〇〇円	
第二款症		二六〇、〇〇〇円	
第三款症		一九八、〇〇〇円	
第四款症		一五六、〇〇〇円	

道路交通法の一部を改正する法律案 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

昭和四十七年四月二十一日 衆議院會議録第二十三号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

第五款 症

一三五、〇〇〇円

第八条第二項及び第三項中「一万二千元」を「二万四千元」に改める。
第八条第七項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項 症	第一項 症	九三六、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一、〇四〇、〇〇〇円)	第一項 症の年金額に六五五、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、七二八、〇〇〇円)以内の額を加えた額
第一項 症	第二項 症	七五七、八〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、八四二、〇〇〇円)	
第二項 症	第三項 症	六〇八、四〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、六七六、〇〇〇円)	
第三項 症	第四項 症	四五九、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五一〇、〇〇〇円)	
第四項 症	第五項 症	三五五、五〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三九五、〇〇〇円)	
第五項 症	第六項 症	二七一、八〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三〇二、〇〇〇円)	
第六項 症	第一款 症	二五二、九〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二八一、〇〇〇円)	
第一款 症	第二款 症	二三四、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二六〇、〇〇〇円)	
第二款 症	第三款 症	一七八、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一九八、〇〇〇円)	
第三款 症	第四款 症	一四〇、四〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一五六、〇〇〇円)	
第四款 症	第五款 症	一二一、五〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一三五、〇〇〇円)	

第八条第八項中「一万二千元」を「二万四千元」に、「九千六百元」を「一万八千三百六十円」に、「一万八百元」を「二万四千元」に、「五千七百六十円」を「六千四百八十円」に、「六千四百八十円」を「七千二百円」に、「三千八百四十円」を「四千三百二十円」に、「四千三百二十円」を「四千八百円」に、「二万八千八百円」を「三万二千四百円」に、「三万二千四百円」を「三万六千円」に改める。

第八条第九項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金	額
第一款 症		一、一〇五、〇〇〇円
第二款 症		九一七、〇〇〇円
第三款 症		七八七、〇〇〇円
第四款 症		六四七、〇〇〇円
第五款 症		五一九、〇〇〇円

第八条第十項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金	額
第一款 症	九九四、五〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一、一〇五、〇〇〇円)	
第二款 症	八二五、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、九一七、〇〇〇円)	
第三款 症	七〇八、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、七八七、〇〇〇円)	
第四款 症	五八二、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、六四七、〇〇〇円)	
第五款 症	四六七、一〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五一九、〇〇〇円)	

第八条の二第一項中「第三項」の下に「又は第四項」を加え、同条第三項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第五項中「又は第六項」を「若しくは第四項又は第七項」に改める。

第八条の三第三項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項第二号中「準軍属」の下に「(第二条第三項第一号に掲げる者を除く。)」を加え、「(〇・八)」を「(〇・九)」に改め、「(当該前後の不具廃疾のいずれか又はいずれもが第二条第三項第一号に掲げる者に係るものであるときは、第八条第二項、第三項又は第六項に規定する額に〇・九を乗じて得た額)」を削る。

第十一条第二号中「第三項」を「第四項」に、

「昭和四十六年九月三十日」を「昭和四十六年九月三十日、同条第三項に規定する軍人又は準軍人であつた者にあつては昭和四十七年九月三十日」に改め、同条第三号中「第六項」を「第七項」に改める。
第十三条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第四号中「第五項」を「第六項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第三項又は第六項」を「第四項又は第七項」に改め、同号の次に次の一号を加える。
四 第七条第三項の規定により支給する障害年金 昭和四十七年十月(同月一日後復員する者に支給するものについては、その復

員の日の属する月の翌月)

第二十三条第一項第四号中「本邦その他の政令で定める地域(第四條第二項に規定する事変地を除く。)」を「第七條第三項に規定する地域」に改め、「(旧恩給法施行令(大正十二年勅令第三百六十七号)第七條に規定するものと陸軍又は海軍の学生生徒については、それらの身分を有していた期間を含む。以下この号において同じ。)」及び「政令で定める勤務を除く。第三十四條第二項第一号において同じ。」を削り、同項第五号中「第三項」を「第四項」に改め、「政令で定める」を削る。

第二十六條第一項第一号中「十七万三千七百円」を「二十四万円」に改め、同條第二項中「五千六百円」を「六千三百円」に、「六千三百円」を「七千円」に改め、同項第一号中「十三万八千九百六十円」を「二十一万六千円」に、「十五万六千三百三十円」を「二十四万円」に改める。第三十二條第四項第一号中「五千六百円」を「六千三百円」に、「六千三百円」を「七千円」に改め、同項第二号及び第三号中「四千三百円」を「四千七百二十五円」に、「四千七百二十五円」を「五千二百五十円」に改める。

第三十四條第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定の適用については、軍人軍属の在職期間内の次に掲げる負傷又は疾病で、公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなす。

第三十四條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第三十七條第一項中「第四項」を「第三項」に改める。

第四十九條の二中「若しくは第六項」を、「第四項若しくは第七項」に改め、「第二十三條第一項第四号」を削る。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八

年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「一万四千四百七十円」を「二万円」に、「一万五千七十円」を「二万六千円」に改める。

第十六条第一項中「二万円」を「一万六千円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「一万二千円」を「二万四千円」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第四条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

6 昭和三十三年三月三十一日以前に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)以下「法律第五十一号」という。)による遺族援護法第二十三條の規定の改正により遺族年金若しくは遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者又は法律第五十一号附則第七條の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者は、第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

7 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四條第二項に規定する国債の発行の日、昭和四十七年十一月一日とする。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第五条 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律

第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第九号中「昭和十六年十二月八日以後」を削り、同條第八項中「第六項」を「第七項」に、「又は第三項」を、「第三項又は第六項」に改め、同條中同項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項第一号に掲げる者については、その者の昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間の本邦その他の政令で定める地域(事変地を除く。)における事変に關する勤務(政令で定める勤務を除く。)に關連する負傷又は疾病は、同号に規定する負傷又は疾病とみなす。

第十八條第二項中「四千八百円」を「五千五百円」に改める。

第十九條第一項中「二万円」を「一万六千円」に改める。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第六条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和四十年四月一日」を「昭和四十七年四月一日」に改める。

第二条の二第一項中「昭和四十年四月一日」を「昭和四十七年四月一日」に、「第五号」を「第一項第六号」に改め、「同日から昭和四十一年三月三十一日までの間に死亡した者を除く。」を削り、同條第二項中「昭和四十年四月一日」を「昭和四十七年四月一日」に改め、「同日から昭和四十四年九月三十日までの間に死亡した者を除く。」を削る。

第二条の三第一項及び第三條中「昭和四十年四月一日」を「昭和四十七年四月一日」に改める。

附則第二項を削る。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第七条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

8 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)による遺族援護法第七條の規定の改正により障害年金若しくは障害一時金を受けるに至つた者又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三條の規定により特別傷病恩給を受けるに至つた者は、第二条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において増加恩給等を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。

9 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三條第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十七年十月一日」とする。

10 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四條第二項に規定する国債の発行の日、昭和四十七年十月一日とする。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第八条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

7 昭和四十二年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)以下「法律第五十一号」という。)による遺族援護法第二十三條の規定の改正により遺族年金若しくは遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者(同法第二十五條第一項第三号又は第五号に規定する条件に該當しているとするならば当該遺族

昭和四十七年四月二十一日 衆議院會議録第二十三号

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

昭和四十七年四月二十一日 衆議院會議録第二十三号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

年金又は遺族給付金を受けるべき者を含む。）又は法律第五十一号附則第七条の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者（遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当してゐるとするならば当該遺族年金を受けるべき者を含む。）は、第二十条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

8 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二十条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二十条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十七年九月三十日」とする。

9 第二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十七年十月一日とする。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第二条中未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の改正規定、第五条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条第一項の改正規定、第六条の規定並びに附則第四条の規定は、同年四月一日から施行する。

（遺族援護法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第二条第三項第六号、第四条第四項第二号及び第三十四条の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給付金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七條第五項及び第六項	昭和三十四年一月一日	昭和四十七年十月一日
第十三條第一項第二号		
第二十三條第二項第三号		
第二十五條第三項		
第三十一條第三号		
第三十九條第一項第三号及び第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十七年九月三十日
第三十三條第一項第二号	昭和三十四年一月	昭和四十七年十月
第三十條第三項	昭和三十四年一月二日	昭和四十七年十月二日
第二十五條第三項	昭和同月一日	昭和四十七年十月一日
第三十條第三項	昭和同月一日	昭和四十七年十月一日
第三十六條第一項第一号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十七年九月三十日
第三十八條第二号		
第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項	昭和二十七年四月一日	昭和四十七年十月一日
第三十八條第三号		
第三十六條第一項第二号	同年四月二日	昭和四十七年十月二日
第三十六條第二項	昭和二十七年四月二日	昭和四十七年十月二日
第三十八條第三号		
第三十九條の四第二項	昭和四十五年十月	昭和四十七年十月
第三十九條の六	昭和四十五年十月一日	昭和四十七年十月一日
第三十九條の六第二項	同日	昭和四十七年十月一日

2 昭和四十七年十月から同年十二月までの月分の遺族年金及び遺族給付金については、この法律による改正後の遺族援護法第二十六條第一項第一号中「二十四万円」とあるのは「二十一万七千六百円」と、同条第二項第一号中「二十一万七千六百円」とあるのは「十九万五千八百四十円」と、「二十四万円」とあるのは「二十一万七千六百円」とする。

3 この法律による遺族援護法第七條の規定の改正により障害年金又は障害一時金を受けることとなるべき軍人であつた者については、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）附則第十二項本文及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第六十八号）附則第二項の規定を適用しない。（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 昭和四十七年十月から同年十二月までの月分の留守家族手当については、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第八條中「二万円」とあるのは「一万八千三百四十円」と、「二万六千六百円」とあるのは「二万八千七百三十円」とする。

る改正後の未帰還者留守家族等援護法第八條中「二万円」とあるのは「一万八千三百四十円」と、「二万六千六百円」とあるのは「二万八千七百三十円」とする。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金で昭和四十七年四月一日においてまだ支給してゐないものについては、なお従前の例による。

2 一の死亡した者についてこの法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受ける権利を取得した者がいたときは、この法律による改正後の同法の規定にかかわらず、当該一の死亡した者については、この法律による改正後の同法による特別弔慰金は支給しない。

3 この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受けることができる者に交付する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日、昭和四十七年六月十六日とする。

理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げ、日華事変中に勤務に關連する傷病により不具廃疾となつた軍人及び準軍人に障害年金を支給し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。社会労働委員長森山欽司君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔森山欽司君登壇〕

○森山欽司君 たいだいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、戦傷病者戦没者遺族等の処遇の改善をはかるため、支給金額の引き上げ及び支給範囲の拡大等を行なうとするものであります。

改正の第一点は、障害年金、配偶者に係る扶養親族加給及び遺族年金等の額を、恩給法に準じて増額すること。

第二点は、準軍属のうち被徴用者等に係る障害年金等の額を、現行の軍人軍属に係る額の九〇％相当額から軍人軍属と同額に、その他の準軍属については、現行の八〇％相当額から九〇％相当額に引き上げること。

第三点は、日華事変中に本邦等における勤務に従事中、公務傷病にかかった旧陸海軍部内の有給の雇用人等を新たに準軍属の範囲に加へ、障害年金、遺族給付金等を支給するとともに、満洲開拓青年義勇隊の隊員に係る公務傷病の範囲を、現行の昭和十六年十二月八日以後の傷病から昭和十四年十二月二十二日以後の傷病に拡大すること。

第四点は、日華事変中に本邦等における勤務に関連した傷病により障害者となった軍人または準軍人に、公務傷病による障害年金または障害一時金の額の七五％相当額の障害年金または障害一時金を支給すること、及びその他所要の処遇改善を行なうこととであります。

また、未帰還者留守家族等援護法、戦傷病者特別援護法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法について、留守家族手当、葬祭料及び療養手当の額を引き上げるとともに、特別給付金及び特別弔慰金の支給範囲を拡大すること。

等でありま。

昭和四十七年四月二十一日 衆議院会議録第二十三号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

り、昨日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(委員修正) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条ただし書中「附則第四条の下に」及び附則第五条を加え、「同年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条第一項の規定、この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第二条、第二条の二、第二条の三第一項及び第三項の規定並びに附則第五条第二項の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

附則第四条第一項中「昭和四十七年四月一日」を「この法律の公布の日」に改め、同条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一項を加える。

(戦傷病者特別援護法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律による改正前の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定に基づき昭和四十七年四月以降の分として支払われた療養手当は、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定による療養手当の内払とみなす。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は

委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○藤波孝生君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 藤波孝生君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和四十七年二月三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

日次中「高エネルギー物理学研究所(第九条)」を「高エネルギー物理学研究所及び国文学研究資料館(第九条・第九條の二)」に改める。

第二条第一項中「第九条第一項に定める高エネルギー物理学研究所」を「第三章の二に定める機関」に改める。

第三条第一項の表東北大学の項中「歯学部」を「歯学部」に改め、同表三重大大学の項中「工学部」を「工学部」に改め、同表大阪大学の項中「文学部」を「文学部」に改め、同表大分大学の項中「経済学部」を「経済学部」に改める。

第三条の三第二項の表中富山大学経営短期大学の項の次に次のように加える。

金沢大学医療技術短期大学部

石川県

金沢大学

第四条第二項の表大阪大学の項中

たんばく質研究所

たんばく質に関する基礎的研究

たんばく質研究所

大阪府

たんばく質に関する基礎的研究

「第三章の二 高エネルギー物理学研究所及び国文学研究資料館」に改める。

第三章の二 高エネルギー物理学研究所及び国文学研究資料館の次に次の一条を加える。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

昭和四十七年四月二十一日 衆議院會議録第二十三号 国立学校設置法の一部を改正する法律案

(国文学研究資料館)

第九條の二 国文学研究資料館は、国立大学における學術研究の發展に資するための国立大学の共同利用の施設として、国文学に関する文献その他の資料の調査研究、収集、整理及び保存を行ない、かつ、国立大学の教員その他の者で国文学の研究に従事するものに利用させる機關とする。

2 国文学研究資料館は、東京都に置く。

3 前条第二項の規定は、国文学研究資料館について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(在学年数の計算に関する経過措置)

2 昭和四十七年度に三重大学医学部若しくは水産学部、大分大学工学部又は金沢大学医療技術短期大学部に入学した者は、在学年数の計算に關しては、昭和四十七年四月一日から当該学部又は短期大学部にそれぞれ在學していたものとみなす。

(教育公務員特例法の一部改正)

3 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「第九條第一項に規定する高エネルギー物理学研究所」を「第三章の二に規定する機關」に改める。

(文部省設置法の一部改正)

4 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第十五号を次のように改める。

十五 削除

第九條第二号中「国立大学、国立高等専門学校及び高エネルギー物理学研究所並びに国立大学に附置する学校その他の機關」を「国立学校(前条第四号に定める国立高等学校を除く。)」に改め、同条第十七号を次のように改める。

十七 削除

(国立学校特別会計法の一部改正)

5 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第十一項以下を一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

11 国立学校設置法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第 号。以下「改正法」という。)による改正前の文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六十六号)第五條第一項第十五号に規定する史料館は、昭和四十七年四月一日から国文学研究資料館であつたものとみなし、これに係る債務の負担又は支出で改正法の施行の日の前日までに一般会計の昭和四十七年度の予算に基づいてしたものは、この会計の同年度の予算に基づいてしたものとみなし、これに係る収入で同日までに収納した一般会計の同年度の歳入に属するものは、この会計の歳入とみなす。

理 由

東北大学はか三大学に五学部を設置し、金沢大学に医療技術短期大学部を併設し、大阪大学に溶接工学研究所を附置するとともに、国立大学の共同利用の施設として国文学研究資料館を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。文教委員長丹羽兵助君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔丹羽兵助君登壇〕

○丹羽兵助君 ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、
第一に、東北大学に薬学部を、三重大学に医学部及び水産学部を、大阪大学に人間科学部を、大分大学に工学部を、それぞれ設置すること。
第二に、金沢大学に金沢大学医療技術短期大学部を併設すること。

第三に、大阪大学に、共同利用研究所として、溶接工学研究所を付置すること。

第四に、国立大学の共同利用の施設として、国文学研究資料館を設置すること。
であります。

なお、本案については、三月二十七日、内閣修正が行なわれました。その内容は、この法律の施行期日を昭和四十七年四月一日から「公布の日」に改めるとともに、昭和四十七年度予算との関連から、所要の経過規定を設けるものであります。

本案は、去る二月三日当委員会に付託となり、四月五日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。自来、慎重に審査いたしました。その詳細は會議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、本日、本案に対する質疑を終了し、討論の申し出がないため直ちに採決に入り、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十六分散会

出席國務大臣

大藏大臣 水田三喜男君
文部大臣 高見三郎君
厚生大臣 齋藤 昇君
農林大臣 赤城 宗徳君
通商産業大臣 田中 角榮君
國務大臣 中村 寅太君
國務大臣 山中 貞則君

○明説を省略した議長の報告

(議席変更)

一、昨二十日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

六七 井野 正揮君
七三 米田 東吾君
八〇 美濃 政市君
八一 山本弥之助君
一〇七 山口 鶴男君
一三八 藤田 高敏君
一三九 卜部 政巳君
一四〇 武部 文君
一四一 山本 政弘君
一四二 内藤 良平君
一四三 木原 実君
一四四 齊藤 正男君
一四五 古川 喜一君
一四六 阿部 助哉君

(理事補欠選任)

一、去る十八日、地方行政委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 山本弥之助君(理事山口鶴男君去る十八日理事辞任につきその補欠)

一、去る十八日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 山口 鶴男君(理事井野正揮君去る十八日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

中山 利生君 松本 十郎君

柴梨 信行君 坂元 親男君

土井たか子君 横崎弥之助君

坂元 親男君 柴梨 信行君

松本 十郎君 中山 利生君

横崎弥之助君 土井たか子君

法務委員

辞任

補欠

麻生 良方君 塚本 三郎君

塚本 三郎君 麻生 良方君

予算委員

一四七 後藤 俊男君
一五〇 千葉 七郎君

辞任

補欠

横崎弥之助君 土井たか子君

塚本 三郎君 麻生 良方君

土井たか子君 横崎弥之助君

麻生 良方君 塚本 三郎君

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

村田敬次郎君 中村庸一郎君

綿貫 民輔君 山手 満男君

横山 利秋君 松平 忠久君

中村庸一郎君 村田敬次郎君

山手 満男君 綿貫 民輔君

松平 忠久君 横山 利秋君

法務委員

辞任

補欠

千葉 三郎君 坂元 親男君

中村 梅吉君 中島源太郎君

中村庸一郎君 大村 襄治君

福永 健司君 奥田 敬和君

山手 満男君 湊 徹郎君

大村 襄治君 中村庸一郎君

奥田 敬和君 福永 健司君

坂元 親男君 千葉 三郎君

中島源太郎君 中村 梅吉君

湊 徹郎君 山手 満男君

大蔵委員

辞任

補欠

中川 一郎君 野中 英二君

岡沢 完治君 和田 春生君

野中 英二君 中川 一郎君

和田 春生君 岡沢 完治君

社会労働委員

辞任

補欠

島本 虎三君 八百板 正君

八百板 正君 島本 虎三君

商工委員

辞任

補欠

松平 忠久君 横山 利秋君

横山 利秋君 松平 忠久君

通信委員

辞任

補欠

八百板 正君 島本 虎三君

島本 虎三君 八百板 正君

決算委員

辞任

補欠

阿部 文男君 福永 健司君

笠岡 喬君 千葉 三郎君

中山 利生君 中村 梅吉君

千葉 三郎君 笠岡 喬君

中村 梅吉君 中山 利生君

福永 健司君 阿部 文男君

議院運営委員

辞任

補欠

和田 春生君 岡沢 完治君

昭和四十七年四月二十一日 衆議院會議録第二十三号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

六九二

岡沢 完治君 和田 春生君
一、昨二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

華山 親義君

補欠

井岡 大治君

井岡 大治君

華山 親義君

文教委員

辞任

中山 正暉君

補欠

村上信二郎君

吉田 実君

石田 博英君

勝澤 芳雄君

井野 正揮君

石田 博英君

吉田 実君

村上信二郎君

中山 正暉君

運輸委員

辞任

井岡 大治君

補欠

華山 親義君

井野 正揮君

勝澤 芳雄君

華山 親義君

井岡 大治君

通信委員

辞任

八百板 正君

補欠

松浦 利尚君

松浦 利尚君

八百板 正君

建設委員

辞任

松浦 利尚君

補欠

八百板 正君

八百板 正君

松浦 利尚君

予算委員

辞任

八百板 正君

松浦 利尚君

辞任 補欠
西宮 弘君 下平 正一君

決算委員

辞任

石田 博英君

補欠

中村 弘海君

村上信二郎君

中川 俊思君

下平 正一君

西宮 弘君

中川 俊思君

村上信二郎君

中村 弘海君

石田 博英君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員

辞任

伊東 正義君

補欠

稲村 利幸君

小島 徹三君

小沢 一郎君

稲村 利幸君

伊東 正義君

小沢 一郎君

村上信二郎君

一、昨二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員

辞任

進藤 一馬君

補欠

中村 弘海君

中村 弘海君

進藤 一馬君

(公聴会開会承認)

公聴会開会承認要求書

一、運輸委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る十八日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案
国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
二、意見を聞くこととする問題
国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

昭和四十七年四月十八日

運輸委員長 小峯 柳多

衆議院議長 船田 中蔵

(議案提出)

一、昨二十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

地方自治法等の一部を改正する法律案(華山親義君外五名提出)

緊急雇用安定臨時措置法案(田邊誠君外六名提出)

(議案付託)

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

沖繩開発庁設置法案(大田俊君外十名提出、衆法第二二二号)

内閣委員会 付託

新都市基盤整備法案(内閣提出第一〇〇号)

建設委員会 付託

(議案送付)

一、去る十八日、第六十七回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。
沖繩振興開発金融公庫法案
二、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案
国際交流基金法案
空港整備特別会計法の一部を改正する法律案
一、去る十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

沖繩開発庁設置法案(大田俊君外十名提出)

(質問書提出)

一、昨二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

報道機関の報道及び取材の自由に関する質問主意書(沖本泰幸君提出)

公害等調整委員会設置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、中央公害審査委員会と土地調整委員会とを統合し、現行の両委員会の機能に加えて

公害紛争処理制度の充実を図るため、公害紛争に係る裁定を行なう機関として、公害等調整委員会を設置する等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

(一) 設置

委員会は、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づき、総理府の外局として設置するものとし、その所掌事務、権限及び組織等は、次のとおりとすること。

1 公害紛争処理法の定めるところにより調停、仲裁及び裁定を行ない、その他同法の施行に關する事務を処理すること。

2 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の定めるところにより鉱区禁止地域の指定、鉱業権の設定に関する異議の裁定等を行ない、その他同法の施行に關する事務を処理すること。

3 委員会は、委員長及び委員六人で組織し、委員のうち三人は、非常勤とする。

4 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとし、独立し

てその職権を行なうこと。

(二) 公害紛争に係る裁定制度

公害紛争処理法の一部改正を行ない、公害紛争に係る裁定制度に關し、次の事項に係る規定を加えること。

1 (裁定の種類)

裁定は、公害に係る被害についての損害賠償責任に關する裁定(責任裁定)及び公害に係る被害の原因に關する裁定(原因裁定)の二種類とすること。

2 (裁定委員会)

裁定は、委員会において、事件ごとに、三人又は五人の委員からなる裁定委員会を設けて行なうものとし、裁定委員のうち少なくとも一人は、弁護士となる資格を有するものでなければならぬものとする。

3 (申請)

裁定は、紛争の当事者(責任裁定については、損害賠償を請求する者)が申請するものとし、申請があつたときは、被害の態様、紛争の実情その他一切の事情を考慮して、受理を決定するものとする。

4 (代表当事者)

共同の利益を有する多数の当事者は、その中から、全員のために裁定手続における当事者となる代表当事者を選定することができるものとし、共同の利益を有する当事者が著しく多数で、代表当事者が選定されていない場合において、裁定手続の進行に支障があるときは、裁定委員会が代表当事者を選定することができるものとする。

5 (審問、証拠調べ等)

裁定に關しては、審問を開くこととし、証拠調べ、証拠保全及び事実の調査をすることが出来るものとする。

6 (訴訟との関係)

同一の事件について、裁定手続と訴訟とが同時に係属することとなつたときは、それぞれ、裁量により、一方の手続を中止することが出来るものとする。

7 (責任裁定の効力)

責任裁定がされた後三十日以内に訴えの提起がなければ、当事者間に裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなすものとする。

8 (仮差押え、仮処分の特則)

申請の全部又は一部を認容する責任裁定がされた場合において、裁判所がその債権に基づいて仮差押え又は仮処分を命ずるときは、原則として、保証を立てさせないものとする。

9 (相手方の特定の留保)

原因裁定については、やむを得ない理由があるときは、相手方の特定を一時留保して、申請をすることが出来るものとする。

10 (申請事項以外の裁定)

原因裁定においては、被害の原因を明らかにするため特に必要があるときは、申請の趣旨以外の事項についても、裁定することが出来るものとし、この場合には、利害関係人の手続参加を認めるものとする。

11 (通知、意見の申出)

原因裁定をしたときは、関係行政機関に通知し、あわせて、公害の防止に資するため必要な意見を申し出るものとする。

12 (囑託による原因裁定)

昭和四十七年四月二十一日 衆議院會議録第二十三号 議案に関する報告書

六九四

委員会は、公害に係る民事訴訟に関し、裁判所の囑託により原因裁定をすることが出来るものとする。

二 議案の修正議決理由

公害紛争に係る裁定を行なう機関として、公害等調整委員会を設置する必要があることを認めるが、施行期日等を修正する必要があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十七年度総理府関係予算に一億六千六百二十万二千円を計上している。
右報告する。

昭和四十七年四月十八日

公害対策並びに環境保全特別委員長 田中 武夫

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、
公布の日から起算して三十日を超え
昭和四十七年四月一日から

ない範囲内において政令で定める日施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

2 第四条第一号の規定中裁定に係る部分及び附則第十一条による改正後の公害紛争処理法の規定中裁定に係る部分は、この法律の施行の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から適用する。

第十八条の長中 土地調整委員会
公害等調整委員会 公害等調整委員会設置法(昭和四十七年法律第百九十二号)

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第百九十二号)

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第百九十二号)

公害等調整委員会設置法(昭和四十七年法律第百九十二号)

〔別紙〕

公害等調整委員会設置法案に対する附帯決議
政府は、本法の施行にあたり、次の事項について積極的に対処し、公害紛争処理制度の実効性の確保に努めるべきである。

一 公害紛争の迅速かつ適正な処理の必要性にかんがみ、調査体制の充実等につき万全を期すること。

二 いわゆる基地公害については、なお問題が存在すると認められるので、次の諸点につき、検討を加え早急に結論を出すよう努めること。

(総理府設置法の一部改正)

第五条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条の三を次のように改める。

第十六条の三 削除

第十七条中「土地調整委員会」を「公害等調整委員会」に改める。

を

に改める。

(一) 防衛施設周辺の整備等に関する法律等の運用にあつては、補助事業範囲の拡大、補助率の引上げ並びに損失補償対象の拡充を行なうこと。

(二) 防衛施設の運用等から生ずる障害に係る紛争の処理については、学識経験者で構成されている防衛施設中央審議会及び防衛施設地方審議会の意見を徴し行なうより体制の整備を図ること。

(三) 民間が共用する防衛施設たる飛行場の運用に係る障害に関する紛争の処理について、中

央、地方を通じ、公害等調整委員会等と防衛施設庁又は、防衛施設局との間に、連絡協議の場を設けるなど実効をあげる方途を講ずること。

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、石油対策の一層の充実に資するため、その財源として原油国税収入のうち石炭対策に充てられる部分以外の収入を充てることにするとともに、その経理の全振りを明らかにするため一般会計と区分して経理することとしようとするもので、主な内容は次のとおりである。

(一) 石炭対策特別会計を石炭及び石油対策特別会計に改めること。

(二) この会計においては、従来の石炭対策のほか、新たに石油対策の経理を行なうこととし、石油対策とは、石油及び可燃性天然ガス資源の開発の促進、石油の備蓄の増強並びに石油の流通の合理化のための施策に関する財政上の措置をいうものとする。

(三) この会計を石炭勘定及び石油勘定に区分し、石炭勘定においては、従来石炭対策特別会計において行なってきた石炭対策に係る経理を、石油勘定においては、新たに石油対策に係る経理を行なうこと。

(四) この会計においては、原重油関税収入をもつてその財源とし、石炭対策及び石油対策に必要な費用を勘案して、予算を定めるところにより、石炭勘定及び石油勘定の歳入に組み入れるものとする。

なお、昭和四十七年度及び昭和四十八年度においては、附則において、原重油関税収入のうち、いわゆる十二分の十相当分は、現行どおり、石炭勘定の歳入とし、残り十二分の二相当分は石油勘定の歳入とするものとする。

(四) 昭和四十七年度に限り、附則において、石炭対策に要する費用のうち、炭鉱整理促進費補助金及び炭鉱離職者就職促進手当の経費の額に不足する金額を限度として、石炭勘定の負担において借入金を行うことができることとする。

(六) この会計の存続期間は、昭和五十二年三月

三十一日までとすること。

なお、本案については、昭和四十七年三月二十七日内閣修正が行なわれたが、その内容は、昭和四十七年度において暫定予算が施行されることに伴い、施行期日を「昭和四十七年四月一日」から「公布の日」に改めるとともに、この法律の施行前に行なわれた昭和四十七年度に属する債務の負担及び支出並びに収入で石炭対策及び石油対策に係るものは、この会計の石炭勘定又は石油勘定において行なわれたものとみなす等所要の規定の整備を図つたものである。

二 議案の可決理由

石油資源をめぐる国際情勢の新たな変化に對処し、石油対策の一層の充実に資するため、従来の石炭対策特別会計を石炭及び石油対策特別会計に改め、原重油関税の総額を財源として、石炭対策及び石油対策の勘定を設けて経理を行なうことは、時宜に適した措置であると認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

石炭及び石油対策特別会計石油勘定の昭和四十七年度予算においては、原重油関税収入二百

五十八億円、雑収入百万円を歳入に計上し、石油資源対策費二百四十五億九千五百七十四万九千円、石油流通合理化技術調査費七億七千七百六十一万六千円、事務処理費等四億二千七百六十三万五千円を歳出に計上し、歳入歳出とも合計二百五十八億百万円を計上している。

昭和四十七年四月十九日

大蔵委員長 齋藤 邦吉
衆議院議長 船田 中蔵

割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、割賦販売その他消費者信用取引の拡大と多様化に即応して一般消費者の利益を保護するため、割賦販売に関する規制の強化及び法律の適用範囲の拡大等を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 割賦販売条件の表示、書面の交付等

(1) 割賦販売を行なう場合に相手方に示さなければならぬ事項として「実質年率」を追加するとともに、表示の方法（標準用語の

使用等）を通商産業省令で定めるところとする。

(2) 割賦販売条件について広告する場合も、販売の相手方に示す事項と同様の事項を表示しなければならないこととする。

(3) 割賦販売の契約を締結したときに購入者に交付しなければならない契約書面に記載すべき事項を通商産業省令で追加しうることとする。

(4) 割賦販売業者は、営業所等以外の場所で割賦販売の契約の申込みを受けたときは、直ちに、契約の申込みの内容を記載した書面を申込者に交付しなければならないこととする。

(5) 営業所等以外の場所における割賦販売契約の申込みについて、次のような申込みの撤回等に関する規定を設ける。

イ 申込者は、割賦販売業者から(4)の書面を受領し、かつ、申込みの撤回又は契約の解除ができる旨及びその申込みの撤回等を行なう場合の方法を告げられた日から起算して「四日」を経過する日まで、

昭和四十七年四月二十一日 衆議院會議録第二十三号 議案に関する報告書

書面により申込みの撤回等を行うことができる。

ロ 申込みの撤回等について申込者等に不利な特約は、無効とする。

ハ 申込みの撤回等の規定は、申込者のために商行為となる契約及び割賦販売の契約が締結されるまでに販売条件についての交渉が相当の期間にわたり行なわれることが通常の取引方法である商品として政令で定めるものについては適用しない。

(6) 割賦販売条件の表示又は書面の交付の義務に関する規定の違反行為については罰則を科することとする。

2 前払式割賦販売における前受金保全措置

(1) 前払式割賦販売における消費者の債権保全のための供託額を、基準日における前受金の三分の一から「二分の一」に引き上げる。

(2) 前受金保全措置として、前受業務保証金供託委託契約をもつて供託に代えることができることとし、この契約について次のような規定を設ける。

イ 前受業務保証金供託委託契約は、銀行

等の金融機関又は通商産業大臣の指定する機関との間で締結される契約で、前払式割賦販売業者が倒産等に至つた場合に通商産業大臣の指示に基づき、受託者が前払式割賦販売業者のために前受業務保証金の供託をすることを約する契約とする。

ロ 通商産業大臣は、イの指定受託機関の事業の運営、経理の内容等に関し、所要の監督を行なう。

3 適用範囲の拡大

(1) 「ローン提携販売業者」についても、割賦販売業者と同様に、販売条件の表示、書面の交付等の義務を課することとする。

(2) 「前払式特定取引」(友の会、互助会のよう)に前受金を分割受領して商品の売買の取次、役務の提供又はその取次を行なうことを業として営む者は、前払式割賦販売業者と同様、許可を受けなければならないこととする。

(3) 割賦購入あつせん(の定義を改め、カードの提示等による場合も含まれることとする。

4 経過措置等

(1) この改正法は、公布の日から九月以内に政令で定める日から施行する。ただし、指定受託機関に関する規定は公布の日から六月以内、実質年率の表示に関する規定は公布の日から一年九月以内においてそれぞれ政令で定める日から施行する。

(2) 契約書面の交付、申込みの撤回等、前受金保全措置、前払式特定取引業の許可等について所要の経過措置を講ずる。

二 議案の可決理由

本案は、割賦販売に関する規制の強化及び法律の適用範囲の拡大等を行なうことにより、一般消費者の利益を一層保護するための措置として有効適切なものと認め可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとりの附帯決議を附することに決した。

昭和四十七年四月十九日

商工委員長 鴨田 宗一

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

割賦販売法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、消費者保護の万全を期する見地から、特に、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 消費者信用保護に関する基本立法について検討を進め、また、信用調査機構の充実を図る等消費者金融の円滑化のために諸制度を整備するとともに、非賦払方式の訪問販売、通信販売等に対する監視、指導体制を強化し、これらに関する規制立法を速やかに検討すること。

二 第四条の三の規定によるいわゆるクーリング・オフ制については、消費者が購入意思不安定のまま契約するおそれのある商品はすべて対象とすることとし、政令によつて除外する商品は必要最少限にとどめること。

三 前受金保全措置が円滑に行なわれるよう、強力な基盤を有する指定受託機関の設立について、格段の指導援助に努めること。

四 互助会等の前払式特定取引業については、既存事業者の実態を把握し、その事業の特殊性及び発生の経緯を考慮して、これらが許可され得

る体制になるまで体質強化のため積極的な指導助言等を行ない、なお、割賦販売業と同様の法人税法上の特例が早急に適用されるよう検討するとともに、単独立法についても検討すること。

五 中小企業である月賦取扱業者の事業の安定を図るため、第三条第一項第四号の実質年率の算定方式及び表示方法については、改正後の同号の規定施行期日までに慎重に検討すること。

六 本法が厳格に遵守されるより、政府の監視体制を特段に強化すること。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本件は、東北地方における農林水産物の輸出検査等の業務の円滑な遂行を図るため、仙台市に東京輸出品検査所仙台支所を設置することとし、これがため、地方自治法の規定に基づき国会の承認を求めようとするものである。

二 本件の議決理由

東北地方における農産物の輸出の増大の現状にかんがみ、仙台市に輸出品検査所の支所を増

設することは適切な措置であると認め、本件は、承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

昭和四十七年度一般会計予算(農林省所管)に農林本省輸出品検査所の施設整備に必要な経費として三百五十九万四千円が計上されている。右報告する。

昭和四十七年四月二十日

農林水産委員長 藤田 義光
衆議院議長 船田 中殿

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における道路交通の事情にかんがみ、交通事故を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資するため、初心運転者の遵守事項及び普通免許の技能試験を道路において実施すること等について規定し、並びに指定自動車教習所の指定基準に関する規定を整備する等初心運転者の資質の向上を図るとともに、免許証の有効期間について規定を整備する等運転免許事務の

適正化を図る等の措置を講じようとするものである。あつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 路上試験の実施等のための規定の整備

(1) 普通免許の技能試験は、道路において行なうこととする。

(2) 普通免許の試験を受けようとする者は、指定自動車教習所の卒業者等の政令で定める者を除いて、仮免許を現に受け、五日間以上道路上で総理府令で定めるところにより、運転の練習をした者でなければならぬこととする。

(3) 仮免許の種類と有効期間を定め、練習のためには一定の資格のある者の指導を受けなければならないこととする。仮免許要件違反について罰則を強化し、仮免許練習標識の掲示義務の違反について罰則を設けることとする。なお、仮免許の取消処分制度を設けるとともに、仮免許に関する事務の合理化を図るため、仮免許を与え、こと及びその取消しに関する事務は、警察本部長等に行なわせることができることとする。

(二) 初心運転者に対する教育の徹底等を図るた

めの規定の整備

(1) 指定自動車教習所における教習効果を高めるため、指定自動車教習所において技能検定に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととする。指定自動車教習所の指定基準等に関する規定を整備する。

(2) 普通免許を受け、免許経歴が一年に満たない者は、自動車の前面及び後面に総理府令で定める様式の標識をつけて運転しなければならないこととする。

(3) 初心運転者または仮免許練習中の運転者が総理府令で定める様式の標識をつけた普通自動車運転しているときは、他の一般の自動車の運転者は、危険防止のためにやむを得ない場合を除き、その普通自動車の側方に幅寄せをし、またはその普通自動車に前方に追突防止のための必要な距離を保つことができないこととなるときは進路変更をしてはならないこととする。

(三) 免許証の有効期間に関する規定その他の規定の整備

(1) 免許証の有効期間の末日をその者の誕生日とすることによつて、うっかり失効を防止しあわせて更新時期を平均化することによつて、免許事務の合理化を図るものとする。

(2) 路上試験の実施に伴い、手数料の限度額千円を千五百円に引き上げることとする。

(3) 現行の高速自動車国道のほか、政令で定める自動車専用道路を国家公安委員会の指示権の対象に加えることとし、その他所要の規定を整備する。

(四) 附則

この法律の施行日については、初心運転者の標識掲示義務、その保護に関する規定、国家公安委員会の指示権に関する規定等は、昭和四十七年十月一日から、路上試験の実施等に関する規定、指定自動車教習所の指定基準の整備に関する規定、免許証の有効期間に関する規定等は、昭和四十八年四月一日から、その他の規定は、この法律の公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

最近における道路交通の実情にかんがみ、交通事故を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害を防止しようとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十七年四月二十日

地方行政委員長 大野 市郎

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、最近における道路交通の実情にかんがみ、交通事故を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、左の諸点についてその対策に遺憾なきを期すべきである。

一 路上試験、路上検定および路上練習の実施に当たつては、交通事故防止の徹底を図り、万が一、交通事故が発生した場合の責任および技能検定員、技能指導員等の補償措置について十分

な配慮をするともに、制度の適正な運用を確保するための人員、車両装備等について必要な整備を期すること。

二 免許証の有効期間については、誕生日に有効期間の終了に気がついた者に対しても救済の措置を講ずること。

三 指定自動車教習所の学科指導員は、普通免許を現に受けていることが要件とされているが、自己の責任によらないで身体障害者となつた場合、限定免許の交付等の措置を講じ、指定自動車教習所の指導員の身分を失うことがないよう

にすること。

四 高速道路等の幹線道路における重大事故のひん発にかんがみ高速道路等幹線道路における交通管理体制を強化すること。

五 歩行者、とくに老人、子供および身体障害者の事故を防止するため、運転者の教育を徹底し、交通安全施設の整備拡充を図り、警察官等による街頭指導を強化するとともに、地域社会の交通安全意識をたかめる等総合的に施策を推進すること。

右決議する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の戦争犠牲者に対しては、年金の支給等各般にわたる援護の措置が講ぜられているが、本案は、さらに支給範囲の拡大、支給金額の引上げ等を行ふことにより援護措置の一層の改善を図らうとするもので、その要旨は、次のとおりである。

(一) 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する事項

1 障害年金、障害一時金及び配偶者に係る扶養親族加給の額並びに遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ、軍人軍属の第一項症に係る障害年金の額を昭和四十七年十月分から百四万円(現行 五十五万九千円)とし、配偶者に係る扶養親族加給の額を同年同月分から二万四百万円(現行 一万二千円)とし、先順位者に係る遺族年金の額を同年同月分から二十一万七千六百円(現行 十七万三千七百円)と、昭和四十八年一月分から二十四万円とする等のこととする

こと。

2 準軍属のうち被徵用者等に係る障害年金(加給を含む)、障害一時金及び遺族給与金の額を、現行の軍人軍属に係る額の十分の九相当額から十分の十相当額に引き上げ、その他の準軍属については、現行の十分の八相当額から十分の九相当額に引き上げることを。

3 満洲開拓青年義勇隊の隊員について、昭和十四年十二月二十二日から昭和十六年十二月七日までの間に、軍事に關し業務上傷病にかかった場合、これを公務傷病とみなして処遇すること。

4 日華事変中の本邦等における勤務に従事中の旧陸海軍部内の有給の嘱託員、雇員、よう人、工員又は鉱員を準軍属とし、その公務傷病について処遇すること。

5 日華事変中の本邦等において勤務に關連して傷病にかかり、現に第五款症以上の不具廃疾の状態にある軍人又は準軍人に、公務傷病に係る障害年金又は障害一時金の額の十分の七・五相当額の障害年金又は障害一時金を支給すること。

6 他に公務扶助料を受ける権利を有する者

がある場合の軍人の配偶者に係る遺族年金の額を、配偶者に係る扶養親族加給の増額に準じて増額すること。

(一) 未帰還者留守家族等援護法の一部改正に關する事項

1 留守家族に支給する留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて引き上げ、昭和四十七年十月分から一万八千三百三十円(現行 一万四千四百七十円)と、昭和四十八年一月分から二万円とすること。

2 葬祭料の額を一万六千円(現行 一万円)に引き上げること。

(二) 戦傷病者特別援護法の一部改正に關する事項

1 昭和十四年十二月二十二日から昭和十六年十二月七日までの間に、軍事に關する業務により傷病にかかり、現に第五款症以上の不具廃疾の状態にある満洲開拓青年義勇隊の隊員であつた者及び日華事変中の本邦等において勤務に關連して傷病にかかり、現に第五款症以上の不具廃疾の状態にある軍人又は準軍人であつた者に、療養の給付

等を行ふこと。

2 長期入院患者に支給する療養手当の月額を五千五百円(現行 四千八百円)に引き上げることを。

3 葬祭費の額を一万六千円(現行 一万円)に引き上げること。

(四) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に關する事項

軍人若しくは準軍人の日華事変中又は軍人

(文官)軍属若しくは被徵用者等を除く準軍属の昭和十六年十二月八日以後の勤務関連傷病による死亡の範囲の拡大等(昭和四十六年法改正)により遺族年金又は遺族給与金の受給権を有するに至つた戦没者等の妻に特別給付金を支給すること。

(四) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に關する事項

戦没者の死亡に關し、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受ける権利を取得した遺族があつた場合において、昭和四十年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に、当該戦没者の死亡に係る公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する者がなくなつ

たときの戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給すること。

(六) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に關する事項

軍人軍属又は準軍属の昭和十六年十二月八日以後についての勤務関連傷病の範囲の拡大等(昭和四十六年 法改正)により障害年金等を受けている戦傷病者等の妻に特別給付金を支給すること。

(七) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正に關する事項

軍人若しくは準軍人の日華事変中又は軍人(文官)軍属若しくは被徵用者等を除く準軍属の昭和十六年十二月八日以後の勤務関連傷病による死亡の範囲の拡大等(昭和四十六年 法改正)により遺族年金又は遺族給与金の受給権を有するに至つた戦没者の父母等に特別給付金を支給すること。

(八) 施行期日

この法律は、昭和四十七年十月一日から施行すること。

ただし、未帰還者留守家族等援護法の葬祭料の額の引上げ、戦傷病者特別援護法の療養手

昭和四十七年四月二十一日 衆議院會議録第二十三号 議案に関する報告書

当及び葬祭費の額の引上げ並びに戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に關する規定は、昭和四十七年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

障害年金、遺族年金等の額を引き上げ、日華事変中に勤務に關連する傷病により不具廃疾となつた軍人及び準軍人に障害年金を支給し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給範囲を拡大する等戦傷病者戦没者遺族等の処遇の改善を図ることは、時宜に適應するものと認めるが、なお、未帰還者留守家族等援護法による葬祭料の改正規定、戦傷病者特別援護法による療養手当及び葬祭費の改正規定並びに戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の改正規定の施行期日につき、修正を加えることを適当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十七年度一般会計予算(厚生省所管)に二十五億四千三百十六万七千円が計上されている。

る。

なお、国債の償還分は昭和四十七年度以降において、国債整理基金特別会計(大蔵省所管)に特別給付金として総額五億九千三百万円、特別弔慰金として総額九十億円が計上される見込みとなつてゐる。

右報告する。

昭和四十七年四月二十日

社会労働委員長 森山 欽司

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

(小字及び「は修正」)

附 則

〇〇〇
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第二条中未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の改正規定、第五条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条第一項の改正規定、第六条の規定並びに附則第四条〇の規定は、公布の日同年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第

十八条第二項及び第十九条第一項の規定、この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第二条、第二条の二、第二条の三第一項及び第三条の規定並びに附則第五条第二項の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和四十七年十月から同年十二月までの月分の留守家族手当については、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第八条中「二万円」とあるのは「一万八千三百円」と、「二万六千四百円」とあるのは「一万八千七百三十円」とする。

(戦傷病者特別援護法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律による改正前の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定に基づき昭和四十七年四月以降の分として支払われた療養手当は、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定による療養手当の内払とみなす。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金で昭和四十七年四月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

2 一の死亡した者についてこの法律による改正

前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受ける権利を取得した者がいたときは、この法律による改正後の同法の規定にかかわらず、当該一の死亡した者については、この法律による改正後の同法による特別弔慰金は支給しない。

3 この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受けることができる者に交付する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十七年六月十六日とする。

〔別紙〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 戦没者遺族等の老齢化の現状にかんがみ、老父母及び妻に対し一段の優遇措置を講ずること。なお、援護の水準をさらに引き上げ、公平な援護措置が行なわれるよう努力すること。

一 準軍属に対する処遇については、軍人軍属との格差をすみやかに縮小すること。

一 戦傷病者に対する障害年金等の処遇について

は、さらにその改善に努めること。

一 戦後二十数年経過した今日なお残されている未処遇者について、早急に具体的な解決策を講ずること。

一 生存未帰還者の調査については、さらに関係方面との連絡を密にし、調査及び救出に万全を期すること。

一 遺骨の収集については、さらにこれを計画的に推進すること。

一 旧防空法関係犠牲者の援護については、さらに検討を加えるとともに、その改善に努めること。

国立学校設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 東北大学に薬学部を、三重大大学に医学部及び水産学部を、大阪大学に人間科学部を、大分大学に工学部をそれぞれ設置すること。

2 金沢大学に金沢大学医療技術短期大学部を併設すること。

3 大阪大学に共同利用研究所として、溶接工学研究を所を附置すること。

4 国立大学の共同利用の施設として、国文学研究資料館を設置すること。

5 4の措置に伴い、関係法律の規定を整備すること。

なお、本案は、昭和四十七年三月二十七日内閣修正が行なわれた。その要旨は次のとおりである。

1 この法律の施行期日を「昭和四十七年四月一日」から「公布の日」に改めるとともに、これに伴い在学年数の計算について必要な経過措置を講ずること。

2 この法律により設置される国文学研究資料館の附属施設となる史料館に係る昭和四十七年度の暫定予算を一般会計に計上することに伴い、この暫定予算に基づく債務の負担又は支出を国立学校特別会計の同年度の予算に基づいてしたものとする等とすること等の措置を講ずること。

二 議案の可決理由

学術研究の進展を図るとともに、医師及び医療技術者の養成等の社会的要請にこたえるため、国立学校の拡充整備を行なうことは時宜に適するものであると認め、本案は、原案のお

り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十七年度文部省所管国立学校特別会計予算に、五億一千五百十九万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十七年四月二十一日

文教委員長 丹羽 兵助

衆議院議長 船田 中蔵

衆議院会議録第二十一号中正誤

べし 段行 誤 正
五八 二 三 関係の 国民の
五九 二 四 火災びん 火災びん

昭和四十七年四月二十一日 衆議院會議録第二十三号

七〇一

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円

(送料共)

発行所

東京都港区赤坂英町二番地 郵便番号一〇七

大

蔵

省

印

刷

号

電話 東京 五八二 四四一一(大代)